政府備蓄米の売渡し等の状況（特定）

農林水産省

検査の背景

- ✓ 農林水産省は、食糧法に基づき、米穀の供給が不足する事態に備えて、備蓄米を買い入れた後、その保管、運送等を民間の事業体に委託（委託契約）。備蓄米は、通常5年程度備蓄し、供給不足時は主食用、平時は飼料用等として売渡し
- ✓ 主食用米の小売価格は、令和6年3月までは2,000円/5kg程度で推移。その後、主食用米の品薄等を契機として上昇し、7年1月には3,600円/5kg程度に上昇する中で、主食用米の流通に支障が生じている状況。農林水産省は、その場合でも備蓄米を売り渡せるよう基本指針を変更し、**7年3月から一般競争入札**、**5月から随意契約**による**備蓄米の売渡し**を実施

検査の状況

1. 一般競争入札による売渡し（目的：**主食用米の流通の円滑化**を図ることで、結果として**価格の安定**を図ること）

・国から集荷業者延べ17者（純計10者）に、計31.2万玄米ｔを売渡し（売渡価格1072億1117万円（税抜））

・上記の売渡しは、**設定した売渡期限**（7年4～6各月末日）**までに全量の売渡しが完了**。一方、開始当初は集荷業者から卸売業者への販売に時間を要し、5月上旬までの小売業者等への販売は4.1万ｔ（販売数量27.3万ｔの15.3%）

2. 随意契約による売渡し（目的：**備蓄米**を**安価で安定的に消費者へ供給**すること）

・国から小売業者等延べ897者（純計741者）に、計27.9万玄米ｔを売渡し（売渡価格497億0649万円（税抜））

・売渡し開始後は短い期間で販売が開始されたものの、**売渡期限**（8月20日）**までの完了**は18.4万玄米ｔ（27.9万玄米ｔの**66.0%**）。全量の売渡し完了は8年3月31日と、**当初の想定より長期化**

・**長期化の要因**は**複合的**（メッシュチェック等（注1）、包装形態の違いによる作業効率の差、売渡希望場所等の変更に伴う運送調整等）

⇒ 農林水産省は、迅速な実施のために売渡しの進捗等を踏まえて指示を見直すことなどが必要であったと思料されるが、買受者数が多かったなどの実務上の制約もあり、売渡しの進捗等に応じた指示の見直しなどが困難な状況

（注1）備蓄米のカビ確認、カビ毒検査

3. 備蓄米制度の運営に係る決算の状況

・7年度の委託契約に係る支出額は191億6056万円、備蓄米の売上高は1810億3452万円

・7年度の備蓄米の売買損益は969億3866万円の利益、備蓄米制度の運営に係る損益は612億9764万円の利益（注2）

（注2）8年度以降の買戻し等の実施による影響までは含んでいない

4. 備蓄米の販売数量と主食用米の小売価格との関係等

・随契米の小売価格は、7年6月～8年3月の間、2,000円/5kg程度で推移

・備蓄米の販売数量と銘柄米の小売価格との間には統計的に有意な関係が確認されなかったが、複数原料米（ブレンド米）等の推計小売価格との間には**統計的に有意な負の関係**（回帰係数-0.026（有意水準1%未満））

所見

- ✓ 米の供給が不足するなどの事態が今後発生する場合に備えて、本院の検査で明らかになった備蓄米の売渡しに係る実施状況、売渡しの迅速性を確保するための指示、備蓄米の販売数量と主食用米の小売価格との関係等に留意し、**備蓄米制度をより一層効率的かつ効果的に運営する**こと

Copyright©2026 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和7年度決算検査報告の概要pp.538-574を参照

政府備蓄米の売渡し等の状況（特定）

検査の状況１、２ 契約の締結、売渡しに係る実施状況

備蓄米の売渡し

➢ 農林水産省は、**令和7年3月から一般競争入札**、**5月から随意契約**による備蓄米の売渡しを実施

＜備蓄米の流通経路＞（右図参照）

・一般競争入札（目的：**流通の円滑化 ⇒ 価格の安定**）

国 → 集荷業者 → 卸売業者 → 小売業者等 → 消費者

・随意契約（目的：**安価で安定的に消費者へ供給**）

国 ―――→ **小売業者等** → 消費者

（注1）「→」：国からの売渡し（右図①⑤）
「→」：買受者等からの販売（右図②③⑥）

● 売渡しの契約状況

・一般競争入札　対象年産 ： 5年産、6年産
（買戻し：有）買受者数 ： 延べ**17者**（純計**10者**）
売渡数量 ： 31.2万玄米ｔ
売渡価格 ： **1072億1117万円**（税抜）

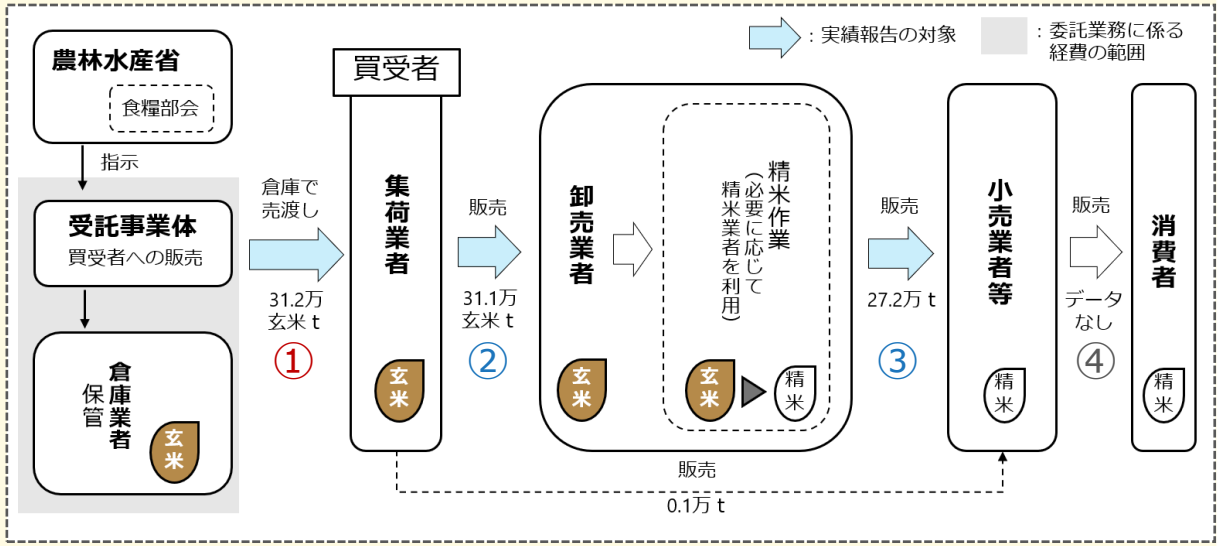
・随意契約　対象年産 ： 3年産、4年産
（買戻し：無）買受者数 ： 延べ**897者**（純計**741者**）
売渡数量 ： 27.9万玄米ｔ
売渡価格 ： **497億0649万円**（税抜）

● 売渡しに要した期間

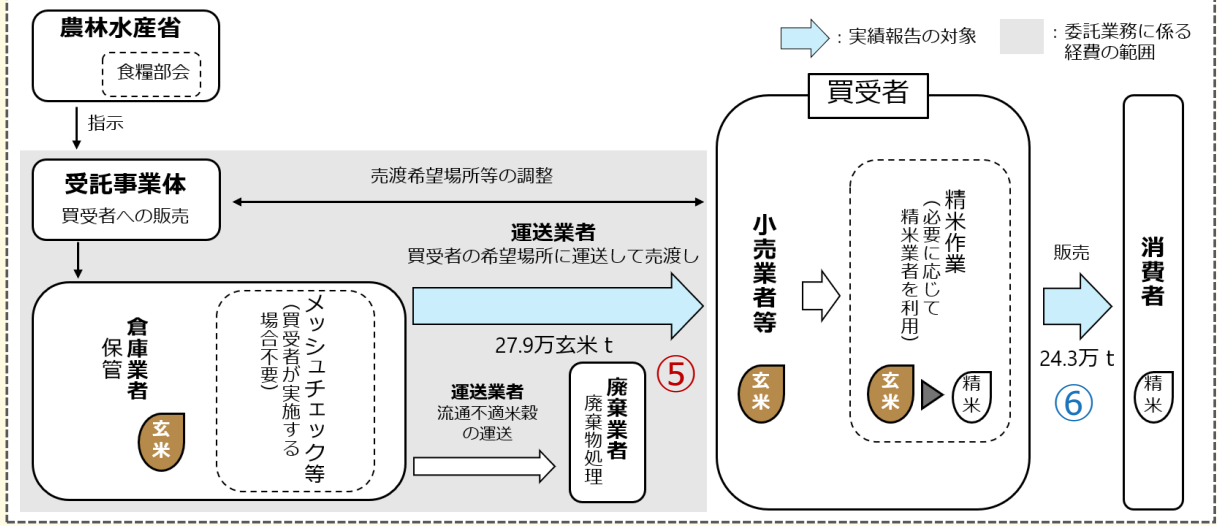
・一般競争入札（①）：売渡期限までに全て完了
1者当たり平均 **57.6日**（注2）
（注2）入札公告日から集荷業者への売渡し完了日まで

・随意契約（⑤）：売渡期限までに66%完了
1者当たり平均 **72.2日**（注3）
（注3）買受申込日から小売業者等への売渡し完了日まで

＜一般競争入札による売渡しの流れ＞



＜随意契約による売渡しの流れ＞



Copyright©2026 Board of Audit of Japan

政府備蓄米の売渡し等の状況（特定）

検査の状況１、２　売渡しに係る実施状況

（注）入札米：一般競争入札により売り渡された備蓄米　　随契米：随意契約により売り渡された備蓄米

●**入札米**（注）**の売渡実績：31.2万玄米ｔ**（①）

・売渡期限（7年4月30日、5月31日、6月30日）までに全量を売渡し

●**入札米の販売実績：27.3万ｔ**（③）

・開始当初の5月上旬まで：集荷業者への売渡し　21万玄米ｔ（①）
　卸売業者への販売　7.2万玄米ｔ（②）
　小売業者等への販売　4.1万ｔ（③）

・8月末時点（**約9割**）　：小売業者等への販売　25.1万ｔ（③）

●**随契米**（注）**の売渡実績：27.9万玄米ｔ**（⑤）

・5月26日受付開始、5月29日に売渡しを開始

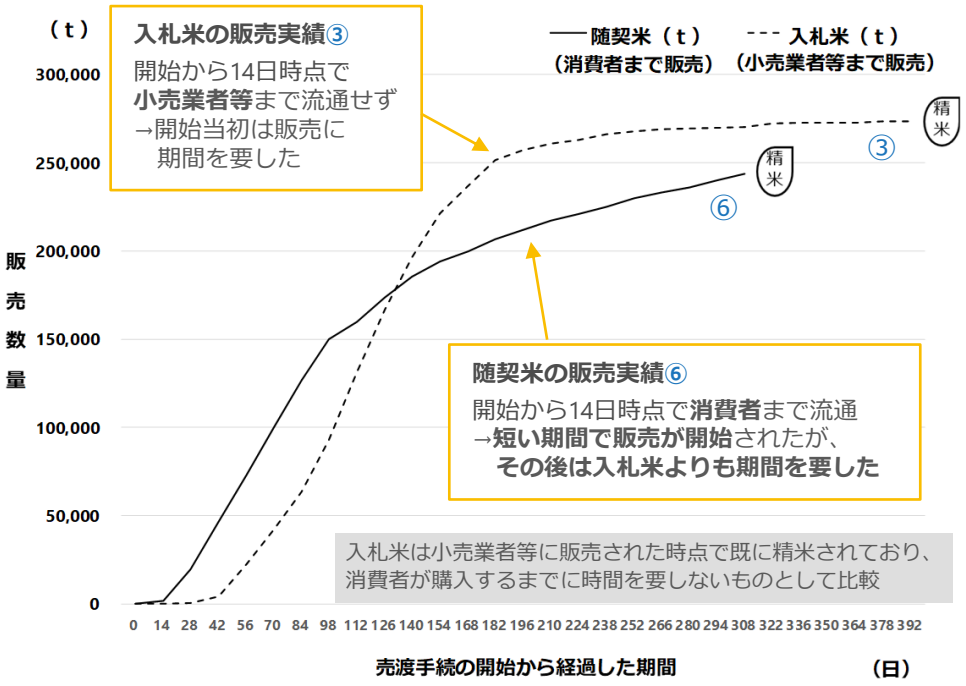
・**売渡期限（8月20日）まで：18.4万玄米ｔ（66.0%）**を売渡し

・売渡しを継続する旨の受託事業体に対する指示が売渡期限の前日で、その後の売渡数量は減少 ⇒ 売渡しの**完了は8年3月31日**（最大310日）

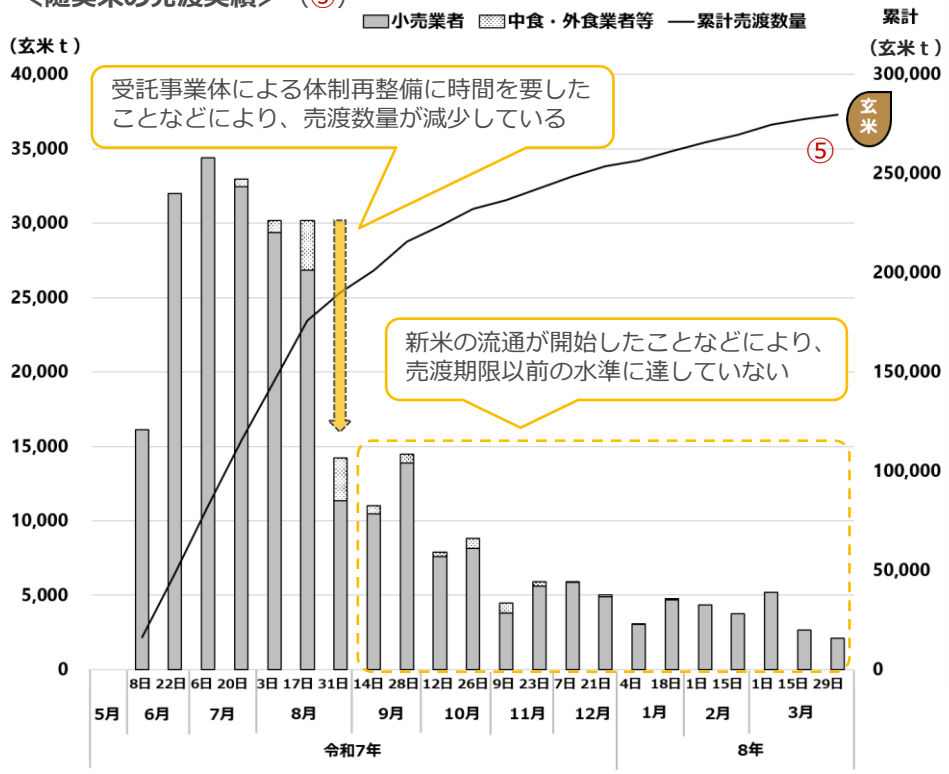
➡ 売渡しが当初の想定より**長期化**

＜入札米・随契米の販売実績＞（③⑥）

図表は8年3月29日まで



＜随契米の売渡実績＞（⑤）



Copyright©2026　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和7年度決算検査報告の概要pp.538-574を参照

政府備蓄米の売渡し等の状況（特定）

検査の状況１、２　売渡しに係る実施状況及び指示の状況

●随契米の売渡しの長期化要因

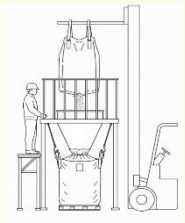
①受託事業体による**メッシュチェック等**（注）の実施

（注）備蓄米のカビ確認、カビ毒検査

・20.2万玄米ｔ（**72.4%**）を対象に実施
・**売渡しまでの平均期間**：実施81.9日、不実施59.7日
・**流通不適米穀**：**12.2玄米ｔ**
（20.2万玄米ｔの**0.006%**）

22.2日長い

メッシュチェック



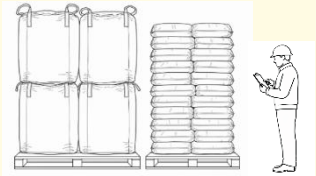
②**包装形態の違い**による作業効率の差

紙袋に保管された備蓄米は、メッシュチェック時の開封・荷役回数が**フレコンより多くなる**
（標準容量：**紙袋30kg** ＜ **フレコン1ｔ**）

→ ほぼ全量の申込みがあった４年産は、売渡しの進捗に伴い、フレコンの在庫が減少し、**紙袋の出庫**が**必要**

出庫に時間を要した

フレコン　紙袋



③**売渡希望場所等の変更**に伴う運送調整等

買受者の希望する売渡場所まで運送

→ 精米所との調整や保管スペース不足等により**売渡希望場所の変更**が**多数発生**

これに伴う**運送調整等に時間**を要した

・上記に加え、人員の確保に時間を要したことなど

随契米の売渡しは、①～③を含む**複合的な要因**により当初の想定より**長期化**

●備蓄米の売渡しに係る農林水産省の指示の状況

○**売渡しの開始時**

対象年産、数量、売渡期限、**品質確認**の方法等を受託事業体へ指示。
特に、随契米については、以下を指示

❶メッシュチェック等：**実施**（買受者が自ら実施する申出有→不実施）

❷年産：包装形態に関係なく、**買受者の指定した年産の備蓄米**を売渡し

❸運送先：**売渡希望場所**まで運送

○**売渡しの開始後**

販売実績報告や日々の報告等により進捗等を把握し、必要に応じて指示

→ ❸売渡希望場所等の変更については、**可能な限り対応**するよう指示

売渡しが当初の想定より長期化している状況を踏まえると

売渡しの進捗等を踏まえて指示を見直すことなどが必要であったと思料されるが、買受者数が897者と多く、個々の状況も異なることなどの実務上の制約もあり、進捗等に応じた見直しなどが困難な状況

今後、売渡しを実施する場合は、売渡しを迅速に実施するために、**売渡しの開始時及び開始後の指示の在り方**について、**実務上の制約を踏まえつつ検討**する必要があると思料される

Copyright©2026　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和7年度決算検査報告の概要pp.538-574を参照

政府備蓄米の売渡し等の状況（特定）

検査の状況３　備蓄米制度の運営に係る食糧管理勘定の決算の状況

- **備蓄米に係る売上高**：7年度**1810億円**（5年度74億円）
- **制度運営に係る損益**：7年度**612億円**の**利益**（5年度458億円の損失）
- **委託契約に係る支出額**：7年度191億円（6年度107億円）

8年度以降の買戻し等の実施による影響までは含んでいない点に留意が必要

＜委託契約に係る経費別の支出額＞

（単位：千円）

経費＼年度	令和5年度	6年度	7年度
取扱手数料	311,933	344,452	313,920
保管経費	7,506,582	7,997,607	4,645,736
運送経費	1,042,269	943,381	11,899,074
メッシュチェック荷役経費	633,229	646,363	1,460,483
その他	744,413	824,027	841,346
計	10,238,428	10,755,833	19,160,562

＜備蓄米制度の運営に係る損益＞（注）主食用としての備蓄米と非主食用としての備蓄米の計

（単位：千円）

区分＼年度	令和5年度	6年度	7年度
売買利益（△損失）(A)=(a)-(b)	△ 33,665,472	367,142	96,938,666
売上高　(a)	7,424,402	11,498,525	181,034,520
売上原価　(b)	41,089,875	11,131,383	84,095,854
米穀販売・管理業務委託費(B)	10,238,428	10,773,107	19,234,502
その他収益(C)	979,546	812,566	607,701
その他費用(D)	2,887,032	2,691,701	17,014,215
当年度利益（△損失）{(A)+(C)} - {(B)+(D)}	△ 45,811,387	△ 12,285,101	61,297,648

検査の状況４　備蓄米の販売数量と主食用米の小売価格との関係等

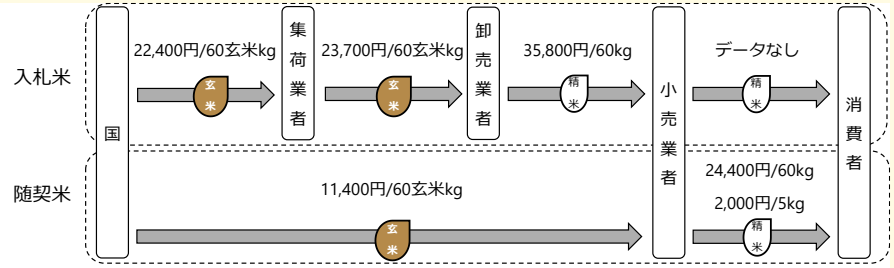
（右図参照）

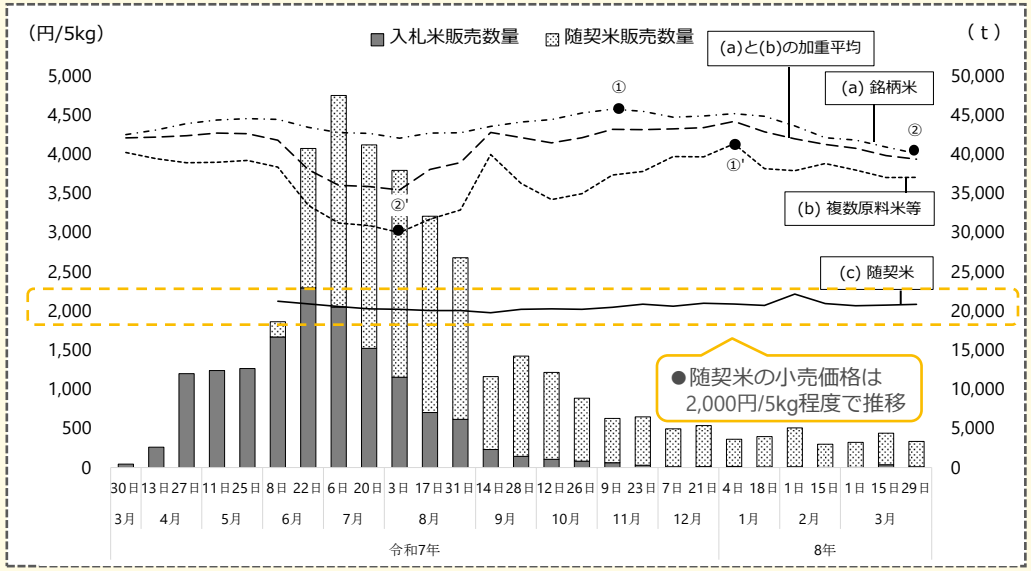
- 備蓄米の販売数量と、次の価格との関係をそれぞれ重回帰分析
 - a：銘柄米の小売価格 ⇒ 有意な関係なし
 - b：複数原料米等の推計小売価格（注）
 ⇒ **有意な負の関係**（回帰係数 - 0.026）

備蓄米の販売数量が多いと、推計小売価格が低くなる傾向

（注）複数原料米（ブレンド米）等から随契米の影響を取り除くなどして推計した小売価格

＜流通の各段階における入札米及び随契米の販売価格等の状況＞





所見　米の供給が不足するなどの事態が今後発生する場合に備えて、本院の検査で明らかになった備蓄米の売渡しに係る実施状況、売渡しの迅速性を確保するための指示、備蓄米の販売数量と主食用米の小売価格との関係等に留意し、**備蓄米制度をより一層効率的かつ効果的に運営**すること

Copyright©2026　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和7年度決算検査報告の概要pp.538-574を参照

緊急輸送道路等の橋りょうの耐震補強工事（処置済）

国土交通本省、8地方整備局、14府県

66億2404万円(指摘金額)

耐震補強工事の概要

- ✓ 国土交通省は、橋りょうの倒壊、橋桁の落下等を未然に防止するために、国の直轄事業又は地方公共団体が行う補助事業により、緊急輸送道路等にある**重要度の高い橋りょう**の橋脚の柱部に鉄筋コンクリート、鋼板等を巻き立てる工法（**巻立て工法**）による**耐震補強工事**を多数実施
- ✓ 重要度の高い橋りょうは、発生する確率は低いが大きな強度を持つレベル2地震動に対して損傷が限定的なものにとどまり機能の回復が速やかに行い得る性能（**耐震性能2**）**を確保**するよう設計する必要あり
- ✓ 耐震性能2を満たすには、工事による**増加荷重**（注1）が基礎部に作用することを考慮して**基礎部の照査**を実施する必要あり

（注1）巻き立てた材料の重量と、これに伴って増加する慣性力（地震時に橋脚の柱部等に作用する見かけ上の力）

検査の結果

1. 40事業主体（214橋の橋脚616基）は、設計図等が保存されていないため基礎の構造が把握できないなどとして、**増加荷重を考慮した基礎部の照査を実施しない**まま巻立て工法による工事の設計を行い、工事を実施
2. 23事業主体（96橋の橋脚278基）は、基礎部に塑性化（注2）が生ずることを**許容できる場合に該当していない**などしているのに、**許容する場合**の照査項目により照査を実施　（注2）地震力で部材に生ずる変形が大きくなり、部材が元に戻らない状態になること
3. 27事業主体（77橋の橋脚200基）は、基礎部の損傷を**損傷度Ⅲ**（注3）**の状態まで**にすべきであるのに、**損傷度Ⅳ**（注4）**の状態を許容**することとして照査を実施

（注3）緊急車両等の供用を行うための基礎の補修は不要と想定される状態

（注4）基礎には復元力や支持力に著しい影響のある損傷が生じており、かつ緊急車両に対する橋の供用性を確保するために応急措置が必要な状態

4. 41事業主体（161橋の橋脚359基）は、基礎部の照査結果によりせん断力（注5）等が許容範囲に収まっていないのに、**設計変更することなく**工事を実施　（注5）部材に作用してこれを切断しようとする力の大きさ

⇒　62事業主体の407橋の橋脚1,128基で**耐震性能2が確保されていない**、又は**確保されていないおそれがある**状況

当局の処置

国土交通省は、令和8年3月及び6月に、国道事務所等及び都道府県等に対して、次の処置を講ずる**事務連絡を発出**

- ✓ 増加荷重を考慮した基礎部の照査の重要性、設計図等の保存、照査項目の選定方法、損傷度の区分設定、設計内容を適切なものに変更して工事を実施することの必要性等を**周知**
- ✓ 基礎部の照査を改めて行った結果、耐震性能2が確保されていない橋脚について、緊急度合いに応じて耐震補強工事を実施するための優先順位を定めるなどした対応方針を作成することについて**周知**　等

Copyright©2026　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和8年9月28日の公表文を参照

緊急輸送道路等の橋りょうの耐震補強工事（処置済）

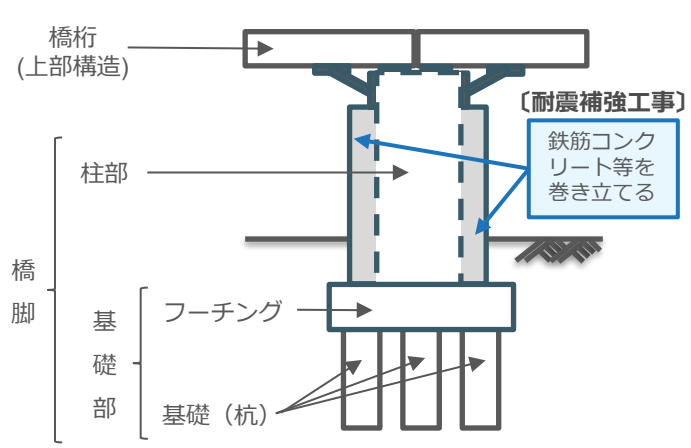
国土交通本省、8地方整備局、14府県

66億2404万円(指摘金額)

橋りょうにおける巻立て工法による耐震補強工事の概要

- 国土交通省は、橋りょうの倒壊、橋桁の落下等を未然に防止するために国の直轄事業又は地方公共団体が行う補助事業により、緊急輸送道路等にある**重要度の高い橋りょう**の橋脚の柱部に鉄筋コンクリート、鋼板等を巻き立てる工法（**巻立て工法。**右図参照）による耐震補強工事を多数実施
- 重要度の高い橋りょうは、**耐震性能2**（注1）**を確保**するよう設計する必要あり
 （注1）発生する確率は低いが大きな強度を持つレベル2地震動に対して損傷が限定的なものにとどまり機能の回復が速やかに行い得る性能
- 耐震性能2を満たすには、工事による**増加荷重**（注2）が基礎部に作用することを考慮して**基礎部の照査**を実施する必要あり
 （注2）巻き立てた材料の重量と、これに伴って増加する慣性力（地震時に橋脚の柱部等に作用する見かけ上の力）

巻立て工法による耐震補強工事の概念図



平成28年度～令和6年度に巻立て工法による耐震補強工事を実施した69事業主体の496橋の橋脚1,350基を検査したところ･･･

検査の結果１　増加荷重を考慮した基礎部の照査が未実施

40事業主体（214橋の橋脚616基）は、設計図等が保存されていないため基礎の構造が把握できないなどとして、**増加荷重を考慮した基礎部の照査を実施しない**まま工事の設計を行い、工事を実施

→ 増加荷重分だけ多くの荷重が基礎部に作用することになり、**耐震性能2が確保されていないおそれ**

検査の結果２　基礎部の照査に当たって、照査項目の選定が不適切

- 基礎部に対する照査は、基礎部に塑性化（注3）が生じないことを原則として実施。ただし、橋脚の地震時の耐力に大きな余裕がある場合等には、塑性化が生ずることを許容できる
 （注3）地震力で部材に生ずる変形が大きくなり、部材が元に戻らない状態になること

→ しかし

23事業主体（96橋の橋脚278基）は、塑性化が生ずることを許容できる場合に該当しない、又は該当しているか不明な状況なのに、無条件に塑性化を許容できると解釈したなどとして、許容する場合の照査項目により照査を実施

⇒　**耐震性能2が確保されていないおそれ**

Copyright©2026　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和8年9月28日の公表文を参照

緊急輸送道路等の橋りょうの耐震補強工事（処置済）

国土交通本省、8地方整備局、14府県

66億2404万円(指摘金額)

検査の結果３　基礎部の照査に当たって、損傷度の区分設定が不適切

- 耐震性能2を満たすためには、基礎部の損傷を損傷度Ⅲ（注1）の状態までにとどめる必要あり

（注1）緊急車両等の供用を行うための基礎の補修は不要と想定される状態
（注2）基礎には復元力や支持力に著しい影響のある損傷が生じており、かつ緊急車両に対する橋の供用性を確保するために応急措置が必要な状態

しかし

27事業主体（77橋の橋脚200基）は、基礎部の損傷を損傷度Ⅲより重い**損傷度Ⅳ**（注2）**の状態を許容**することとして照査を実施

⇒　**耐震性能2が確保されていないおそれ**

検査の結果４　せん断力等が許容範囲に収まっていないのに設計内容を変更せずに工事実施

- 41事業主体（161橋の橋脚359基）は、基礎部の照査結果によりせん断力（注3）等が許容範囲に収まっておらず、耐震性能2が確保されていないことを把握　（注3）部材に作用してこれを切断しようとする力の大きさ

しかし

柱部の耐震対策を行えば十分と認識していたなどとして、**設計変更することなく**工事を実施

⇒　基礎部がレベル地震動2に耐えられない場合、当該橋脚は**耐震性能2が確保されていない**こととなる

損傷事例の多い柱部の補修を優先することとして設計変更していなかった事例あり（右写真参照（会計検査院広報資料））



検査の結果１～４により

62事業主体の407橋（①直轄事業76橋、②補助事業331橋）の橋脚1,128基（①254基、②874基）において、**耐震性能2が確保されていない**、又は**確保されていないおそれがある**状況（直接工事費**66億2404万円**（①16億7758万円、②の国庫補助金等相当額49億4646万円））

当局の処置　国土交通省は、令和8年3、6月に、地方整備局等を通じて国道事務所等及び都道府県等に対し、次の処置を講ずる**事務連絡を発出**

- 増加荷重を考慮した基礎部の照査の重要性、設計図等の保存、照査項目の選定方法、損傷度の区分設定、設計内容を適切なものに変更して耐震補強工事を実施することの必要性等を**周知**
- 基礎部の照査を改めて行った結果、耐震性能2が確保されていないことが把握できた橋脚について、緊急度合いに応じて耐震補強工事を実施するための優先順位を定めるなどした対応方針を作成することについて**周知**　等

Copyright©2026　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和8年9月28日の公表文を参照

独立行政法人福祉医療機構が貸し付けた新型コロナウイルス対応支援資金に係る貸付債権等の状況（特定）

厚生労働省
独立行政法人福祉医療機構

検査の背景

- ✓ （独）福祉医療機構は、令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けた福祉施設及び病院等施設に対して、経営資金又は長期運転資金（新型コロナウイルス対応支援資金）の貸付け（**コロナ貸付け**）を実施
- ✓ コロナ貸付けは、貸付額が一定の範囲内であれば**優遇措置**（無利子・無担保）あり
- ✓ 国は、機構に対して運営費交付金、財政融資資金及び政府出資金により**財政支援**を実施
- ✓ コロナ貸付けは、**2年度前半に契約時期が集中**し、据置期間の5年が経過した**7年度前半より元利金の返済が本格化**

検査の状況

1. コロナ貸付けは、貸付残高は一般勘定全体の1/3程度となっているのに対して、**貸倒引当金計上額**の**8割以上を占める**状況
2. 福祉貸付（注1）の保証人不要制度（注2）の上乗せ利率（0.05%）として支払われる総額（試算額）は貸付額の0.5%程度。
 一方、7年度末時点で、同制度を利用した貸付けの償却率は**1.48%**（保証人を設定した場合より**0.54ポイント高い**）
 （注1）福祉施設に対する貸付け　（注2）貸付利率に一定の利率を上乗せすることにより保証人の設定を不要とする制度
3. 機構は、不審事案の発生等を踏まえ、順次、コロナ貸付け審査の見直しを実施。
 一方、**貸付けの対象とならない**施設等に対する貸付けが**9件判明**（貸付額**2億1300万円**）
4. 機構で営業実態がないことを確認してから1年以上超過している施設に係る貸付債権があり、債権回収に留意が必要な状況。
 また、貸出条件緩和債権について条件緩和の手続を簡素化しており、条件緩和後の経営状況等の確認に留意が必要な状況
5. 7年度末時点で「機構がコロナ貸付けに係る損失として管理している額」が「政府出資額」を**上回っている**状況　　等

所見

機構は、厚生労働省と連携し、次の点に留意するなどして、非常時の貸付事業に係る対応を適切に行う必要あり

- ✓ 引き続き、コロナ貸付けの貸付債権の状況に応じて**適切に貸倒引当金を計上**すること（検査の状況1）
- ✓ 今後の非常時における長期運転資金等の供給を行う融資制度の創設に備えて、制度趣旨を踏まえた上で、
 保証人不要制度における**上乗せ利率の設定の考え方**について引き続き検証すること（検査の状況2）
- ✓ 今後の非常時における融資制度の検討に当たり、コロナ貸付けの経験から得られた**課題と対策を整理**すること（検査の状況3）
- ✓ 債権回収に当たり休廃止した施設に係る貸付先の状況等に応じた適時適切な対応等、
 貸付債権の状況等に応じて**適時適切に債権管理**を行うこと（検査の状況4）
- ✓ コロナ貸付けに係る損失の状況について、引き続き、**国民に対して丁寧に説明**すること（検査の状況5）

Copyright©2026　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和7年度決算検査報告の概要pp.508−537を参照

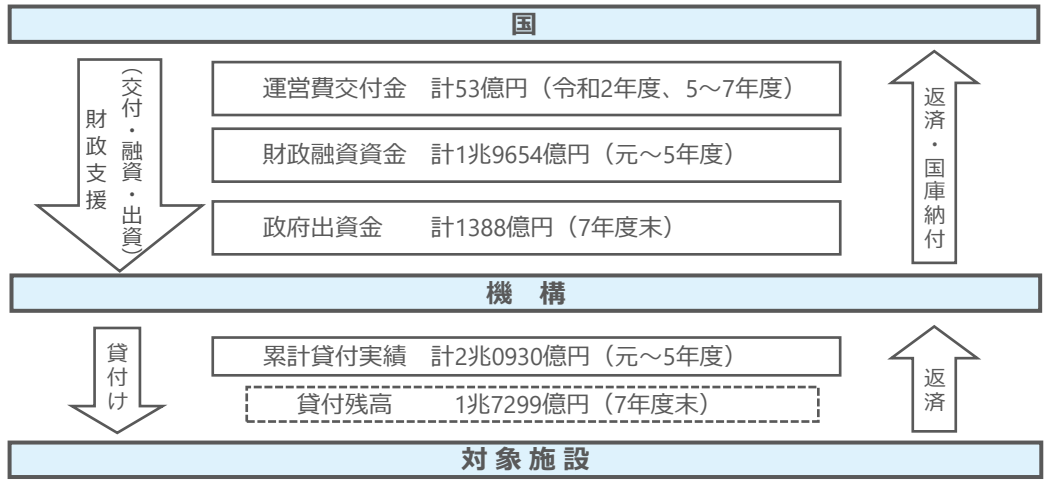
独立行政法人福祉医療機構が貸し付けた新型コロナウイルス対応支援資金に係る貸付債権等の状況（特定）

厚生労働省
独立行政法人福祉医療機構

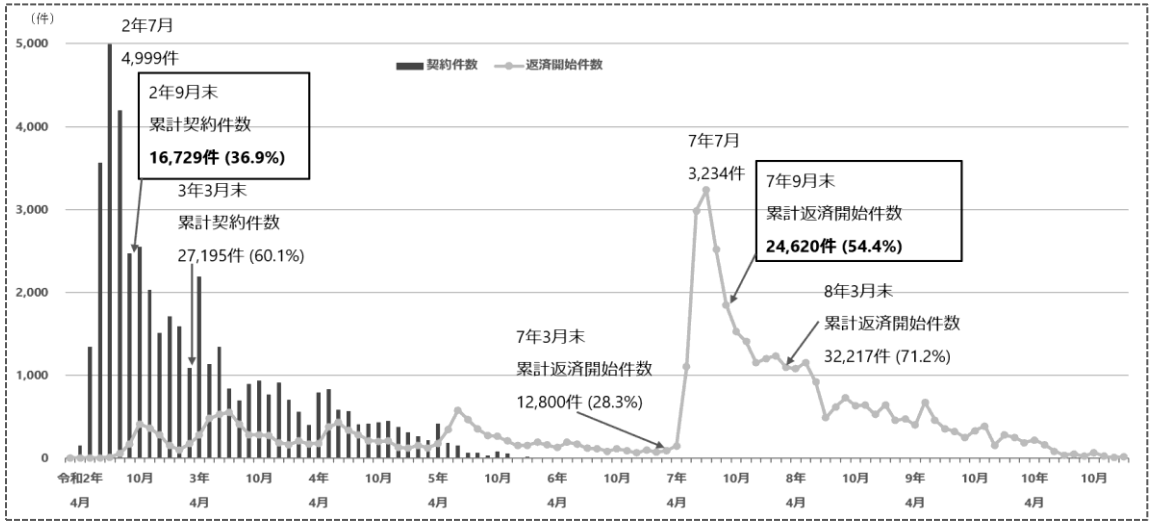
検査の背景　コロナ貸付けの概要（本文pp.508～511）

- （独）福祉医療機構は、令和2年2月以降、地域の福祉・医療サービスの提供体制を維持・確保するために、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けた福祉施設及び病院等施設に対して、経営資金又は長期運転資金の貸付け（**コロナ貸付け**）を実施。コロナ貸付けには、医療貸付と福祉貸付あり（注）
 （注）医療貸付は病院等施設、福祉貸付は福祉施設に対する貸付け
- コロナ貸付けは、貸付額が一定の範囲内であれば無利子、無担保で貸付けを行うなどの**優遇措置**あり
- 機構は、コロナ貸付けの開始に当たり、迅速な審査により資金交付を早急に行うことを最優先として、貸付け実行後に事業報告書等（決算書類等）により**債権管理**（モニタリング）を実施するとの考え方に基づき貸付けを実施
- 国は、機構に対して運営費交付金、財政融資資金及び政府出資金により**財政支援**を実施
- コロナ貸付けは、**2年度前半に契約時期が集中**し、据置期間の5年が経過した**7年度前半より元利金の返済が本格化**

<コロナ貸付けに係る国の財政支援及び資金の流れ>



<コロナ貸付けの契約時期及び返済開始時期の状況>



Copyright©2026　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和7年度決算検査報告の概要pp.508-537を参照

独立行政法人福祉医療機構が貸し付けた新型コロナウイルス対応支援資金に係る貸付債権等の状況（特定）

厚生労働省
独立行政法人福祉医療機構

検査の状況　コロナ貸付けに係る貸付債権の状況（全体像）（令和7年度末時点）（本文pp.513～523）

①累計貸付実績
45,224件　2兆0930億円

②返済 3488億円
③うち完済
2,923件 1411億円

④貸付残高
41,848件
1兆7299億円

＜元金返済等の状況＞

⑤元金返済中
25,839件
1兆1525億円

⑥据置期間中
11,371件
3919億円

⑪貸倒引当金
1500億円

正常債権　　リスク管理債権

⑩償却　453件　143億円

⑦条件緩和中（返済期間や据置期間の延長、月々の返済額の減額）
1,568件　821億円

⑧三月以上延滞（3か月以上元利金の支払が延滞）
355件　112億円

⑨破綻等（貸付先の破綻等）
2,715件　918億円

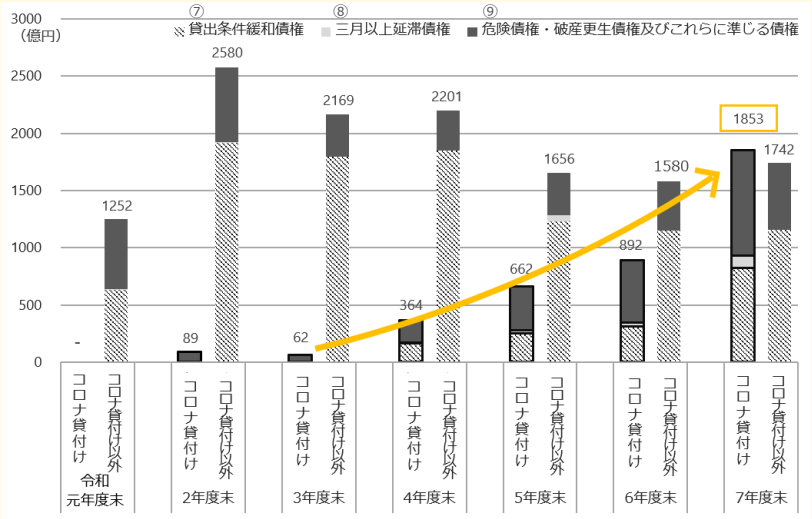
- 7年度前半から元利金の返済が本格化し始める中、前年度末と比較すると、7年度末の貸付債権は
 - ⑥据置期間中が減少
 - ⑤元金返済中が増加
 - **リスク管理債権（⑦～⑨）が増加**
 - ⑩償却が増加

検査の状況１　リスク管理債権等及び貸倒引当金の状況（本文pp.519～523）

- コロナ貸付けに係るリスク管理債権の額は、4年度末以降**一貫して増加**。7年度末は**1853億円**となり、**コロナ貸付け以外を上回る**状況（右図参照）
- コロナ貸付けに係る破綻先等の増加、コロナ貸付けの特性や実績を踏まえた貸倒引当金の算定方法の変更等を受けて、コロナ貸付けに係る**貸倒引当金が増加**
 ⇒ 貸付残高では一般勘定（注）全体の1/3程度となっているのに対して、貸倒引当金計上額は一般勘定全体の**8割以上**を占める状況

（注）機構において、コロナ貸付けを含む貸付事業等を経理している勘定

＜コロナ貸付け／コロナ貸付け以外別のリスク管理債権の額の推移＞



所見　リスク管理債権及び償却した貸付債権の額が年々増加するなどしている状況を踏まえて、引き続き、コロナ貸付けの貸付債権の状況に応じて**適切に貸倒引当金を計上**すること

Copyright©2026　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和7年度決算検査報告の概要pp.508-537を参照

独立行政法人福祉医療機構が貸し付けた新型コロナウイルス対応支援資金に係る貸付債権等の状況（特定）

厚生労働省
独立行政法人福祉医療機構

検査の状況２　保証人の設定状況及び保証人不要制度の利用状況（本文pp.523～525）

コロナ貸付けにおける保証人不要制度（注）の上乗せ利率は、通常の貸付けと**同一の利率**
（通常の貸付けに係るリスク管理債権比率を基に算出された貸倒リスクの総額に基づいて算出）

（注）貸付利率に一定の利率（福祉貸付0.05%、医療貸付0.15%）を上乗せすることにより保証人の設定を不要とする制度

償却の状況をみたところ･･･

リスク管理債権比率をみると、コロナ貸付けは、通常の貸付けよりもリスクが高く、**福祉貸付と医療貸付のリスクの現れ方**も**通常の貸付けと異なる状況**

- **福祉貸付**において、保証人不要制度の上乗せ利率（0.05%）として支払われる総額（試算額）は、貸付額の0.5%程度であるのに対して、７年度末時点で、
 - 保証人不要制度を利用した貸付けの**償却率は1.48%**（右表参照）
 - 同制度を利用した場合の償却率は保証人を設定した場合より高く、**差は0.54ポイント**

＜コロナ貸付けに係る償却の状況（7年度末）＞

差0.54ポイント

区分		累計貸付実績額(億円)	償却額(億円)	償却率
福祉貸付	保証人を設定	1825	17	0.94%
	保証人不要制度	4178	62	1.48%
医療貸付	保証人を設定	7065	17	0.24%
	保証人不要制度	6841	46	0.68%

所見　今後の非常時において、長期運転資金等の供給を行う融資制度を創設する際に備えて、当該資金の供給に係る制度趣旨を踏まえた上で、保証人不要制度における上乗せ利率の設定の考え方について引き続き検証すること

検査の状況３　コロナ貸付けにおける審査の状況等（本文pp.525～528）

不審事案への対応等の状況

- 単なる開業資金、異業種の法人がコロナ貸付けを受けることを目的として休業中のクリニック等を買収して申請したことが疑われる申込みなどが散見
 - ⇒ 機構は、**新規に開業した者**からの申請、2年4月以降に**法人代表者が変更**された上で行われた申請について、**審査業務における確認事項**を拡充
- 機構保存資料では、貸付先が**要件を満たしているか確認できない**ものあり

＜事例＞　同時期に多数の申込みがあるなどしたことから、令和3年7月頃に機構が調査したところ、Aが代表者の貸付けが29社の53件（26億9180万円）あり、その後、**目的外流用**が判明
➡ 本院が確認したところ、29社のうち**11社の17件（7億6180万円）**は、2年4月以降にAが代表者となっていたものであった

貸付けの対象とならない施設等に対する貸付けの状況

- 本来は貸付けの対象とならない施設等に対して、機構は**誤って貸付けていた**ことが判明（**9件　2億1300万円**）

所見　今後の非常時において創設される融資制度の検討に当たり、迅速かつ効果的、効率的に審査するとともに、事後的に正確な運営実態や貸付けの要件を満たしているかなどを円滑に確認することができるような仕組みを整えられるよう、コロナ貸付けの経験から得られた課題と対策を整理すること

Copyright©2026　Board of Audit of Japan

独立行政法人福祉医療機構が貸し付けた新型コロナウイルス対応支援資金に係る貸付債権等の状況（特定）

厚生労働省
独立行政法人福祉医療機構

検査の状況４　コロナ貸付けに係る債権管理の状況（本文pp.528～533）

- 機構の内規によれば、対象施設が休廃止に至った場合等は、貸付金について期限の利益の喪失を通知し、繰上償還を請求
- 機構は、年に一度、全ての貸付先から決算書類等の提出を受け、財務状況を把握。決算書類等の未提出先については、営業実態調査を実施

⇩ 各貸付債権の状況をみたところ･･･

- 機構において**営業実態がないことを確認してから1年以上が経過**している施設に係る貸付債権が一定数あり（所在不明のものも複数あり）
 ⇒ 債権回収に留意が必要な状況
- 条件緩和の手続の簡素化により、複数回の条件緩和を受けている場合でも**経営改善計画書が未作成**の貸付債権173件あり
 ⇒ 収支改善の進捗の確認が難しいと思料されるなど、条件緩和後の経営状況等の確認に留意が必要な状況

所見　債権回収に当たり休廃止した施設に係る貸付先の状況等に応じた適時適切な対応、条件緩和に当たり貸付先の経営の安定化等が図られるよう貸付先の状況を踏まえた適切な対応等に留意して、貸付債権の状況等に応じて適時適切に債権管理を行うこと

検査の状況５　コロナ貸付けに係る機構の財務状況等（本文pp.533～536）

- 機構は、コロナ貸付けを実施するために、国から累計で**1388億円の政府出資金**（貸倒れに伴う額等に対応）を受け入れて、財務基盤を強化
- コロナ貸付けのために出資された政府出資金は、最終的に事業が終了した時点における中期目標計画期間終了後、コロナ貸付けに係る損失を勘案等した上で、不要財産である場合は国庫納付

⇩ 機構がコロナ貸付けに係る損失として管理している額（償却・貸倒引当金等）をみたところ･･･

- コロナ貸付けに係る損失として管理している額は、貸付先の経営状況等の変化に伴って今後増減する（注）が、7年度末では**1716億円**で、**政府出資金**（1388億円）**を上回る**状況
 ⇒ 機構はこうした状況を内部で把握・管理していたが、財務諸表で開示・公表せず（貸倒引当金の状況はウェブサイトで公表）

（注）貸倒引当金の状況は前掲「検査の状況１」参照

機構は、貸付事業等を経理している一般勘定の純資産が1114億円あり、財務上の問題は生じていないとしている

所見　コロナ貸付けに係る貸付事業が終了した後に、財政負担が確定することを踏まえて、コロナ貸付けに係る損失の状況について、引き続き、国民に対して丁寧に説明すること

Copyright©2026　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和7年度決算検査報告の概要pp.508-537を参照

有償援助（ＦＭＳ）による防衛装備品等の調達の状況（要請）

防衛省

検査の要請の内容

✓ 要請（令和6年6月10日）された事項は、**平成30年度以降の有償援助（ＦＭＳ）**による**防衛装備品等の調達**に関する次の各事項

① ＦＭＳによる防衛装備品等の調達全般の状況
② ＦＭＳによる防衛装備品等の調達の契約方法、契約手続、調達価格の設定等の状況
③ ＦＭＳ調達に係る防衛装備品等の受領及び前払金の精算の状況
④ 防衛省におけるＦＭＳ調達の改善に向けた取組の状況

検査の結果

1. ・令和5年度のＦＭＳ調達の調達額は**1兆3867億円**（平成30年度から**3倍以上に増加**）
 ・**為替の影響**により、令和5年度から7年度までの支払額が契約額等より**約3000億円増加の見込み**
2. ・合衆国政府が保有する**余剰防衛装備品（ＥＤＡ）**の提供を受けるＥＤＡ調達により取得した防衛装備品について、定期修理等に係る**仕様書の範囲を超える大規模な修理作業を必要とする不具合が発生**
 ・有効期限が設定されている補用部品等について、**一定の使用可能期間が確保された部品を受領できていない事態**あり
3. ・ＦＭＳ中央調達の防衛装備品等の**未納入**は大幅に**減少**しているが、**納期未到来**の契約（ケース）の未精算額は2倍に**増加**
 ・**新規の品目（ライン）の追加や既存ラインの出荷予定時期の変更**により納期未到来となっているケースの中には、当初の予定時期に納入されないことで**部隊運用への影響**を抑えるための対応を執らざるを得なくなっている事態あり（注1）
 （注1）この他、ＦＭＳで調達した物品の物品管理簿への記録等の状況について報告しており、詳細は令和6年度決算検査報告（p.392）参照
 ・提供の完了から最終計算書の受領までに**長期間**を要しているケースが見受けられる状況
4. ・防衛省は、未納入、未精算等の**ＦＭＳ調達の諸問題の解決**を図るために、合衆国政府との間で**各種会議を開催して協議**
 ・ＨＦＲモディフィケーション（注2）の適用により6年8月までに**余剰金198億円が返還**　等
 （注2）合衆国政府が最終計算書を送付する前に購入国が余剰金の返還を受ける仕組み

所見

✓ 今後も為替の影響により支払額が増加する可能性があることを踏まえて、**ＦＭＳ調達に係る調達の効率化・合理化の取組の状況**を**一元的に把握**できるようにして、更なる効率化・合理化に努めること（検査の結果1）

✓ ＥＤＡ調達も含めた防衛装備品等の取得を検討する際に、過去にＥＤＡ調達を行って得られた**知見等も踏まえた検討**が行われるよう、教育資料を作成するなどして当該知見等を**防衛省内で共有**すること（検査の結果2）

✓ ＦＭＳ中央調達において、部隊等の運用に支障を来さないよう、納期未到来となっているケースのうちのラインを追加したケース等についても、引き続き、**出荷促進**を行うなどして合衆国政府と調整を行うこと、また、精算が着実に実施されるよう合衆国政府に対して引き続き**精算促進**を行うこと（検査の結果3）

✓ **ＦＭＳ調達の改善に向けた取組を引き続き推進**するとともに、ＨＦＲモディフィケーションを利用した**余剰金の返還の促進**について引き続き合衆国政府と調整を行うなどして、未精算額を減少させるよう努めること（検査の結果4）　等

Copyright©2026 Board of Audit of Japan

有償援助（ＦＭＳ）による防衛装備品等の調達の状況（要請）

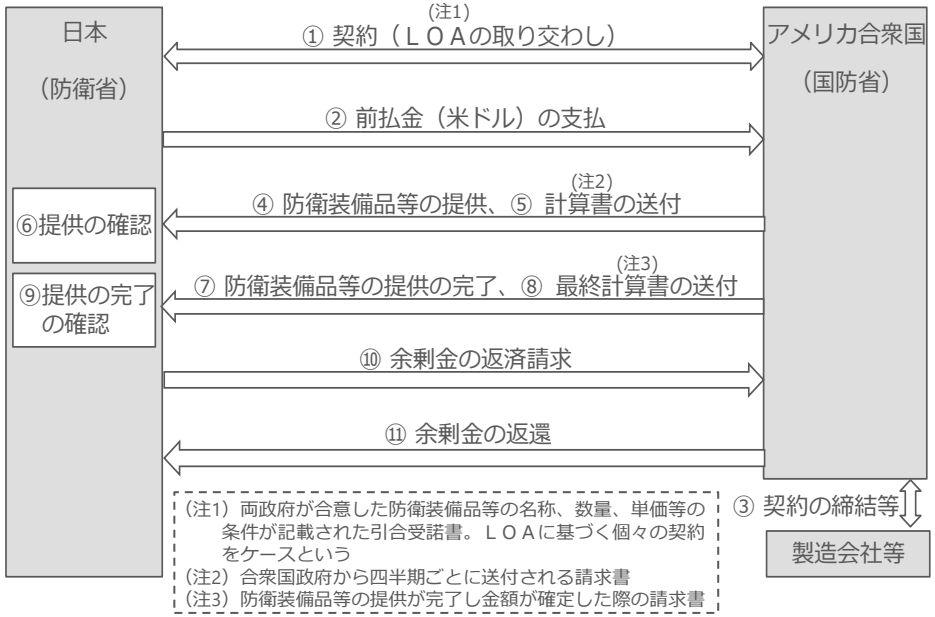
防衛省

検査の背景　ＦＭＳ調達の概要等（報告書pp.1～18）

防衛省は、アメリカ合衆国政府からの有償援助（Foreign Military Sales。**ＦＭＳ**）により防衛装備品等を調達。ＦＭＳは、合衆国の安全保障政策の一環として、合衆国政府が諸外国等に防衛装備品等を有償で提供する取引

調達の主な特徴	・一般では調達できない能力の高い防衛装備品等を調達可能 ・共同購入によるスケールメリットにより価格低減が期待
調達に当たっての主な条件	・防衛装備品等の価格は見積り ・出荷（役務提供）時期は予定 ・支払は原則前払。提供完了後に精算、余剰金返還
調達の区分	・中央調達：防衛装備庁が実施する主要な防衛装備品等の調達 ・地方調達：各自衛隊が実施する補用部品等の調達

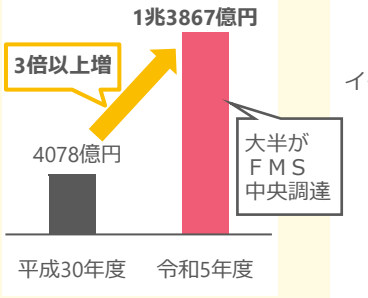
＜ＦＭＳ調達の手続の流れ＞



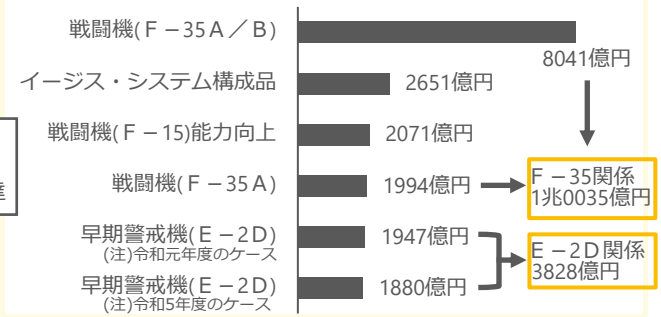
検査の結果１　防衛装備品等の調達全般の状況（報告書pp.24～41）

（1）防衛装備品等の調達の状況

＜ＦＭＳ調達額＞



＜平成30～令和5年度の調達合計額（上位のケース）＞



（2）防衛装備品等の調達に係る後年度負担額及び為替の影響等の状況

ＦＭＳ中央調達の後年度負担額（注）は、令和5年度は1兆8947億円（平成30年度の約2倍）（注）複数年度契約における契約締結年度の翌年度以降に支払う経費

為替の影響をみると･･･

整備計画期間内の5～7年度の**支払額が計約3000億円増加見込み**

防衛省は防衛力整備の更なる効率化・合理化の取組を進めるとしているが･･･

○平成30年度及び令和元年度のケース(長期契約を除く)

年度	契約額	実支払額	差額	令和5年度支払の差額
平成30	4004億円	3882億円	△121億円	－
令和元	4925億円	5170億円	244億円	297億円

○令和元年度の長期契約(Ｅ－2Ｄ)

年度	契約額	実支払額	差額	令和5～7年度支払の差額
令和元	1939億円	2104億円	165億円	183億円

○令和2年度以降のケース

年度	新規後年度負担	支払額(試算)	差額	令和5～7年度支払の差額
令和2～5	1兆5155億円	1兆7668億円	2513億円	2530億円

防衛省全体の調達の効率化・合理化の取組の状況等は把握していたが、**ＦＭＳ調達に係る状況等を一元的に把握する体制になっていなかった**

所見　今後も為替の影響により支払額が増加する可能性があることを踏まえて、**ＦＭＳ調達に係る調達の効率化・合理化の取組の状況**を**一元的に把握**できるようにして、更なる効率化・合理化に努めること

Copyright©2026　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和8年1月16日の報告書を参照

有償援助（ＦＭＳ）による防衛装備品等の調達の状況（要請）

防衛省

検査の結果２　防衛装備品等の調達の契約方法、契約手続、調達価格の設定等の状況（報告書pp.42～66）

（1）契約方法の状況

- ＦＭＳでは、合衆国政府が保有する**余剰防衛装備品**（ＥＤＡ）の提供を受ける（ＥＤＡ調達）ことで、経年や状態に応じて安価な調達が可能
- （調達実績）海上自衛隊は、平成24年3月にＬＯＡを取り交わし、再生作業等実施後の古品の輸送機Ｃ－130Ｒ6機を調達

定期修理等の状況をみたところ･･･

定期修理等に係る**仕様書で定めた範囲を超える大規模な修理作業を必要とする不具合**が発見され、修理期間が海上自衛隊の**目標の期間（435日）を超過**

当該不具合の情報は、ＥＤＡ調達を行った防衛装備品の運用実績から得られた知見として、今後、防衛装備品等の取得検討時に考慮すべきもの

所見　ＥＤＡ調達も含めた防衛装備品等の取得を検討する際に、過去にＥＤＡ調達を行って得られた**知見等も踏まえた検討**が行われるよう、教育資料を作成するなどして当該知見等を**防衛省内で共有**すること

（2）契約手続の状況

- 有効期限が設定されている補用部品等は、納入時点で有効期限が超過したものや有効期限までの期間が短いものが納入されることで、部隊等の運用に使用できない事態が生じることがある

調達状況をみたところ･･･

有効期限まで一定の使用可能期間が確保されているものを受領できていなかった

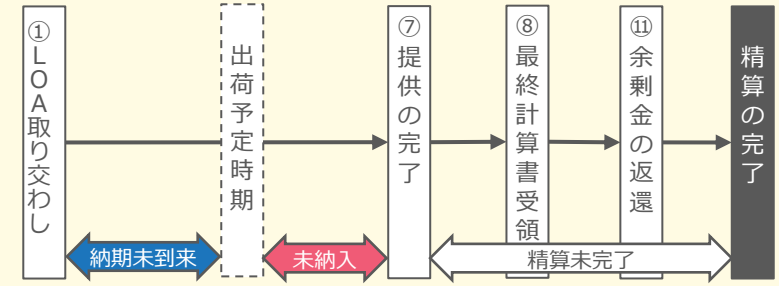
＜**事例**＞陸上自衛隊の生物剤関連消耗品（報告書p.53参照）

所見　有効期限が設定されている補用部品等は、部隊等の運用に支障を来さないよう、**取得を検討する段階**から防衛装備品の特性を十分に考慮するなどして**合衆国政府と調整**を行いつつ、対応策について検討すること

検査の結果３　防衛装備品等の受領及び前払金の精算の状況（報告書pp.67～71）

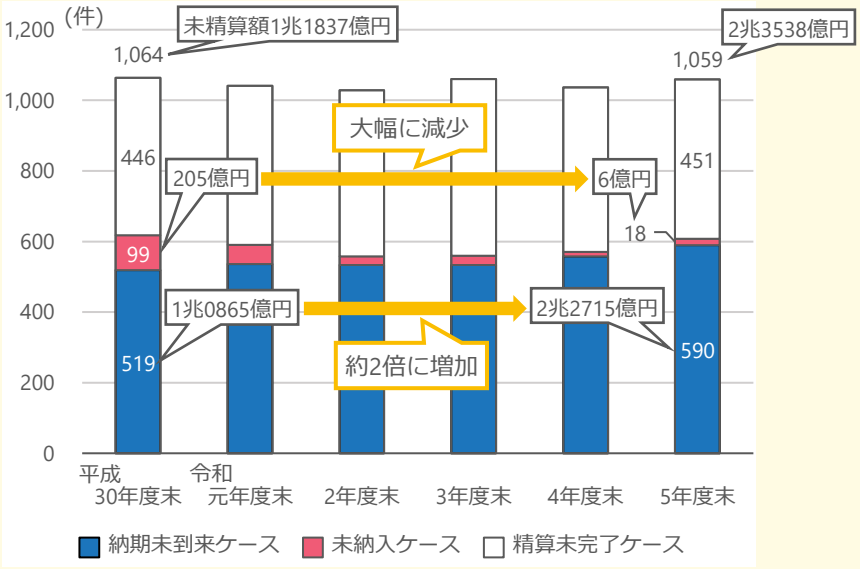
（1）ＦＭＳ調達における未完了理由別のケースの推移

- 精算が完了していないケース（**未完了ケース**）は、進捗に応じて納期未到来、未納入、精算未完了に区分



（注）○囲みの番号は、本資料p.2「ＦＭＳ調達の手続の流れ」の番号に対応

- ＦＭＳ中央調達の未完了ケースの経年の推移をみると、未精算額は、未納入ケースで**大幅に減少**し、納期未到来ケースで**約2倍に増加**



Copyright©2026　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和8年1月16日の報告書を参照

有償援助（ＦＭＳ）による防衛装備品等の調達の状況（要請）

防衛省

検査の結果３　防衛装備品等の受領及び前払金の精算の状況（報告書pp.71～84）

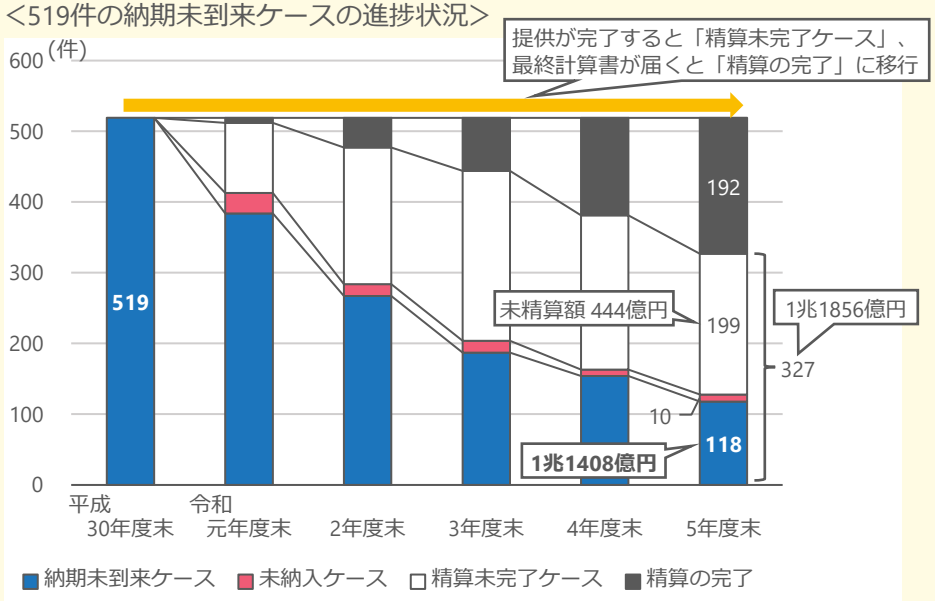
（2）①ＦＭＳ調達に係る防衛装備品等の受領状況等（中央調達）

➢ 平成30年度末時点で**納期未到来**であったＦＭＳ中央調達のケース**519件**の進捗状況についてみると･･･

新規の品目（ライン）の追加や既存ラインの出荷予定時期の変更により、5年が経過した令和5年度末時点でも**118件**（未精算額**1兆1408億円**）が**納期未到来**

中には、当初の予定時期に納入されないことで**部隊運用への影響**を抑えるための対応を執らざるを得なくなっている事態も見受けられる状況
＜**事例**＞航空自衛隊の早期警戒機（Ｅ－2Ｄ）用整備器材等（報告書p.74参照）

＜519件の納期未到来ケースの進捗状況＞



所見　ＦＭＳ中央調達において、部隊等の運用に支障を来さないよう、納期未到来ケースのうちのライン追加ケース等についても、引き続き、**出荷促進**を行うなどして合衆国政府と調整を行うこと

（2）②ＦＭＳ調達に係る防衛装備品等の受領状況等（地方調達）

➢ 各自衛隊は、**緊急性の度合い**に応じた出荷の優先順位を付けて、合衆国政府に対して補用部品等を発注

＜補用部品等の出荷に係る優先順位の区分＞

特別緊急	補用部品等の不足によって、任務達成が既に不可能である又は将来不可能になるため、非常に強い必要性を示すもの
緊急	任務達成に影響が発生している又は将来発生するため、その補用部品等が必要であるもの
普通	通常計画的に必要性が生ずるもの

➢ 平成30年度の発注に対する令和5年度末時点における出荷に係る優先順位の区分別の受領等の状況をみると･･･

- 各自衛隊において**発注取消し**や**未受領**となっている補用部品等が見受けられる状況
- 特に、航空自衛隊では、調達リードタイムが比較的短いＣＬＳＳＡ（注）の「**特別緊急**」であっても、**発注取消し**となった個数の割合が**22.5%**

（注）合衆国政府が購入国のために一定数量の在庫品を確保しておき、購入国から発注を受けた際には当該在庫品から払出しを行い、購入国から支払を受けた資金を使用して在庫品を補充する方法

各自衛隊は、合衆国政府に対して随時**出荷促進**を行うなどしているものの、上記の状況が見受けられている

所見　ＦＭＳ地方調達において、緊急性の度合いが高い補用部品等が納入されない状態が継続する場合等については、引き続き、**出荷促進**を行うなどして合衆国政府と調整を行うとともに、必要に応じて**他の調達方法による取得を検討**するなど、多角的な観点から改善策を検討すること

Copyright©2026　Board of Audit of Japan

有償援助（ＦＭＳ）による防衛装備品等の調達の状況（要請）

防衛省

検査の結果３　防衛装備品等の受領及び前払金の精算の状況

（報告書pp.84～89）

（3）ＦＭＳ調達に係る前払金の精算状況（中央調達）

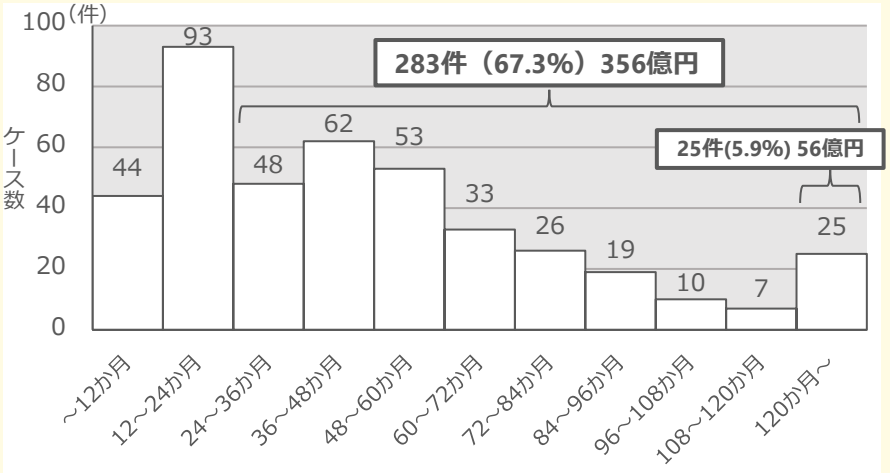
新精算方式の適用

合衆国政府は、長期にわたり余剰金の返還を受けられない状況の改善のために、製造会社等との間で精算が完了していない金額の見積額を含めた金額に基づき最終計算書を作成して日本に送付することで、防衛装備品等の提供の完了後**24か月**以内の精算を基本的な目標

- 令和5年度末時点で最終計算書が未受領のケース**420件**（未精算額789億円）について、提供の完了日からの**経過月数**をみると･･･

24か月超のケース：**283件**（全体の67.3%）、**356億円**
うち**120か月**超のケース：**25件**（同5.9%）、**56億円**

＜420件に係る経過月数及び未精算額＞



防衛省は、日米間の会議体を通じるなどして改善に努めてはいるものの、最終計算書の受領までに長期間を要しているケースが見受けられる状況

所見　防衛装備庁は、新精算方式による精算が着実に実施されるよう合衆国政府に対して引き続き**精算促進**を行うこと

検査の結果４　ＦＭＳ調達の改善に向けた取組の状況

（報告書pp. 90～105）

（1）合衆国政府との協議の状況等

- 防衛省は、ＦＭＳ調達の諸問題の解決を図るために、防衛大臣が出席する日米防衛相会談等や実務レベルの会議を開催して協議等を実施

＜実務レベルの会議＞

ＳＣＣＭ本会議	出荷促進、精算促進の協議やＦＭＳ調達の諸問題の解決について協議等を実施する会議
精算調整会議	各自衛隊と海軍省・空軍省との間で、ＦＭＳ地方調達の各課題の解決に向けて協議等を実施する会議
ＰＭＲ	ケースに関連する個々の防衛装備品等別に、防衛装備庁、各自衛隊、各軍省、製造会社等が参加して協議等を実施する会議

（2）防衛省における取組の状況

- 防衛省は、ＦＭＳ調達における未納入、未精算等の各課題を改善するための各種取組を組織横断的に推進する体制の整備のために、令和元年7月にＦＭＳ調達の合理化に向けた取組の推進に関するプロジェクトチームや、同チームの下で細部の検討を行う五つの検討部会を設置

- 防衛省は、未精算の課題解決に向けて取り組む中で、合衆国政府との調整により、3年3月に**ＨＦＲモディフィケーション**（注）の手続を初めて実施

（注）合衆国政府が最終計算書の送付前に最終精算に必要な金額（ＨＦＲ）までＬＯＡの契約額を減額することなどにより、購入国が余剰金の返還を受ける仕組み

その結果

ＨＦＲモディフィケーションの適用により、6年8月までに合衆国政府の最終計算書の送付前に**198億円**の余剰金が**返還**

年　度	ケース数	返還額
令和2年度（3年3月）	2件	32億円
3年度	12件	41億円
4年度	20件	82億円
5年度	5件	22億円
6年度（6年4月～8月）	5件	19億円
計	44件	198億円

所見　合衆国政府との協議等を通じて**ＦＭＳ調達の改善に向けた取組**を**引き続き推進**するとともに、ＨＦＲモディフィケーションを利用した**余剰金の返還の促進**について引き続き合衆国政府と調整を行うなどして、未精算額を減少させるよう努めること

Copyright©2026　Board of Audit of Japan

レガシーシステムとなっている共済システムの再構築（意見表示・処置要求）

中小企業庁
独立行政法人中小企業基盤整備機構
679億3028万円(指摘金額)

再構築プロジェクトの概要等

- ✓ （独）中小企業基盤整備機構は、小規模企業共済事業及び中小企業倒産防止共済事業を実施
- ✓ 機構は、両共済事業の加入者情報管理、掛金収納・貸付金支払等の処理を行う**共済システム**を運用。
 現行システムは昭和50年に開発。その後改修が繰り返されてきたが、**大規模な刷新**は**平成7年が最後**
 ⇒ 技術面の老朽化、肥大化・複雑化、ブラックボックス化といった課題の生じている、いわゆる**レガシーシステム**
- ✓ 機構は、両共済事業における申請手続をオンライン化するなどの新業務フローを作成。新業務フローを実現するために、現行システムの**再構築**を実施（令和3年9月時点当初、7年8月のリリースを予定）
- ✓ プロジェクト関連契約は計**26契約**、当初契約額は**計555億4661万円**

検査の結果

1. 当初の予定時期を過ぎても新システムがリリースできておらず**事業効果が発現していない**事態

4年3月に新システムの設計開発契約締結後、累次にわたり**機能追加の必要が生じた**ことから、8年3月末時点で**計8回の変更契約**を締結し、リリース時期を**9年2月へ延伸**（プロジェクト関連契約に係る契約額は**計962億6777万円**と当初契約額の**約1.7倍に増大**）

⇒ 再構築プロジェクトのために**計679億3028万円**が支払われている（8年3月末時点）にもかかわらず、当初の予定時期（7年8月）を過ぎても新システムを**リリースできておらず**、**事業効果が発現せず**

2. 機構における再構築プロジェクトの**実施方法が適切でない**事態

ア(ｱ) 業務内容を整理するために必要な**現行システムの仕様**を**十分に調査しないまま**要件定義書を策定
ア(ｲ) **現行データの仕様**を**調査しないまま**要件定義書を策定し、現行システム開発業者による**支援の可否の事前確認が十分でない**
イ **情報セキュリティに関する情報取得**が**十分でないまま**要件定義書を策定
ウ **新業務フローの実現可能性**を**十分に確認しないまま**要件定義書を策定
エ 要件定義書に**法令等要件**が**十分に記載されておらず**、設計開発事業者への**要望等の伝達も十分でない**など

⇒・13業務の追加に伴いプロジェクト関連契約が365億0961万円増大（うち開発済みプログラムを開発し直すなどの手戻り費用46億5392万円）、リリース時期が二度にわたり延伸
・現在**検知できていない不具合等**が**新システムに潜在**しているおそれ

要求する処置等

- ✓ 機構において、両共済事業の実施に**必要な品質が確保**されていることを十分に確認した上で**新システムをリリース**すること、また、上記の確認過程等において**品質に関する懸念**が生じた場合には**必要な対応**を執ること
- ✓ 機構において、今後、**他のシステム再構築等**に当たり、ガイドライン等を踏まえた情報システムの整備運用を行うための**体制を整備**すること
- ✓ 中小企業庁において、上記の措置が確実に行われるよう、機構に対して指導、助言等を行うこと

Copyright©2026 Board of Audit of Japan
本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和8年10月21日の公表文を参照

レガシーシステムとなっている共済システムの再構築（意見表示・処置要求）

中小企業庁
独立行政法人中小企業基盤整備機構
679億3028万円(指摘金額)

共済システムの概要等

- （独）中小企業基盤整備機構は、小規模企業共済事業及び中小企業倒産防止共済事業を実施。制度は中小企業庁が所掌
- 機構は、両共済事業の加入者情報管理、掛金収納・貸付金支払等の処理を行う**共済システム**を運用。現行システムは昭和50年に開発され、制度改正等に伴う改修が繰り返されてきたが、**大規模な刷新**は**平成7年度が最後**

技術面の老朽化、肥大化・複雑化、ブラックボックス化といった課題の生じている、いわゆる**レガシーシステム**

再構築プロジェクトの概要等

- 機構は、両共済事業における申請手続をオンライン化するなどの新業務フローを作成し、新業務フローを実現するために、**現行システムの再構築**を実施（令和3年9月時点当初、7年8月のリリースを予定）
- 機構は、**「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（ガイドライン）等に準拠して再構築プロジェクトを実施**
- 開発方式は、各工程を時系列で進め、原則として前工程の完了後に次工程を開始する**ウォーターフォール型**を採用
- プロジェクト関連契約は計**26契約**、当初契約額**計555億4661万円**

検査の結果１

- 機構は、**3年9月**に**要件定義書を策定**して、**4年3月**に**新システムの設計開発契約**を締結

しかし

- 8年3月末時点で、設計開発契約を**計8回契約変更**、**計17業務**を追加、**リリース時期を二度延伸**（7年8月 → 8年9月 → 9年2月）
- 8年3月末時点で、**プロジェクト関連契約に係る契約額**は**計962億6777万円**と当初契約額の**約1.7倍に増大**、**支払額**は**計679億3028万円**（契約額は**今後さらに増大**する見込み）
- 当初想定していたウォーターフォール型の開発方式とは異なり**複数の工程が同時並行で実施**

再構築プロジェクトのために**計679億3028万円**が支払われているにもかかわらず、当初の予定時期（7年8月）を過ぎても**新システムがリリースできておらず**、再構築プロジェクトの**事業効果が発現していない**

検査の結果２

- リリース時期の延伸や業務追加の要因をみたところ、二度の延伸及び13業務の追加に伴うプロジェクト関連契約の**増大額365億0961万円**は、**再構築プロジェクトの実施方法が適切でなかったことにより生じた**ことが判明（右記ア～エ参照）

＜実施に当たり機構が準拠するとしている、ガイドライン等において求められている作業＞

サービス・業務企画段階
- 新たな業務の企画に当たり問題点等の抽出・検討**（ウ）**
- 既存の情報システム及びデータの把握**（ア(ｱ)(ｲ)）**

要件定義段階
- 要求する情報システムの特徴を踏まえた記載内容の軽重の検討**（エ）**
- 事業者に対する情報提供依頼等を通じた広範な情報取得**（イ）**

設計開発段階
- 発注者としての要望等の正確な伝達**（エ）**

詳細は次ページ参照

Copyright©2026 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和8年10月21日の公表文を参照

レガシーシステムとなっている共済システムの再構築（意見表示・処置要求）

中小企業庁
独立行政法人中小企業基盤整備機構
679億3028万円(指摘金額)

検査の結果２-ア(ｱ)

現行システム下での業務内容等の整理が十分でない状況下で、**現行システムの仕様を十分に調査しないまま**要件定義書を策定

契約締結後に現行システム仕様調査等の**追加業務**（計4業務）等が発生（44億1472万円。うち23億8906万円はプログラムの再開発等の**手戻り費用**）

＜**事例**＞機構は、毎年度の決算に必要な特定の帳票の出力機能を、新システムでは実装しないこととして要件定義書に記載せず。しかし、その後必要性が判明し、当該機能追加のための業務発生

検査の結果２-ア(ｲ)

現行データの仕様を調査せずに要件定義書を策定。また、現行システム開発業者の支援の可否の事前確認を十分に行わずに設計開発契約を締結

・契約締結後に移行対象データの見直し、移行データ検証テストなどの**追加業務**（計5業務）等が発生（205億7941万円）
・新システムの**リリース時期延伸**（7年8月→ 8年9月）

検査の結果２-イ

情報セキュリティに関する情報取得が**十分でないまま**要件定義書を策定

データの管理を行うネットワークへの不正侵入が発生するおそれがあるなどの懸念が判明したため、情報セキュリティ強化のための**追加業務**（1業務）等が発生（19億4887万円）

検査の結果２-ウ

一括で新融資制度に移行することを前提とした**新業務フローの実現可能性**を**十分に確認しないまま**要件定義書を策定

その後、一括移行が困難であることが判明し、現行融資制度機能に係る**設計開発等の追加業務**（計2業務）等が発生（30億4319万円。うち4億4996万円はアプリ基本設計書の再作成等の**手戻り費用**）

検査の結果２-エ

- 要件定義書に新システムで備えるべき両共済事業に係る**法令等の要件**を**十分記載せず**。また、基本設計工程において、**上記要件に係る内容**を設計開発事業者に**十分に伝達せず**
- 基本設計書のレビューに当たり**十分な確認体制を構築しておらず**、法令等と異なる内容であることを**検知できず**

・内容修正のための**追加業務**（1業務（ｱ(ｱ)と重複））等が発生（51億7109万円。うち18億1488万円はプログラム再開発等の**手戻り費用**）
・新システムの**リリース時期再延伸**（8年9月→9年2月）

検査の結果２（ア～エ以外の事態）

追加業務等により開発規模が拡大する中で、開発とテストを並行で実施するために、**テスト環境の追加業務**（1業務）等が発生（13億5232万円）

- 機構の**再構築プロジェクトの実施方法**はガイドライン等を十分に踏まえたものとなっておらず、**サービス・業務企画段階**及び**要件定義段階**における**検討が十分でない**などしていて**適切ではない**。その結果、累次にわたり業務が追加され費用増大、リリース時期も延伸
- 複数の工程が同時並行で実施され**工程管理が複雑化**、**十分な確認体制を構築していなかった**ことなどを踏まえると、現在**検知できていない不具合等**が**新システムに潜在**しているおそれ

要求する処置・意見表示

・機構において、両共済事業の実施に**必要な品質**が確保されていることを十分に確認した上で**新システムをリリース**すること、また、上記の確認過程等において**品質に関する懸念**が生じた場合には**必要な対応**を執ること
・機構において、今後、**他のシステム再構築等**に当たり、ガイドライン等を踏まえた情報システムの整備運用を行うための**体制を整備**すること
・中小企業庁において、上記の措置が確実に行われるよう、機構に対して指導、助言等を行うこと

Copyright©2026 Board of Audit of Japan
本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和8年10月21日の公表文を参照

e事件管理システムの設計・開発契約及び改修契約（不当）

最高裁判所
13億8082万円(指摘金額)

契約の概要

- ✓ 最高裁判所（最高裁）は、令和4年度に、職員が利用する事件情報の管理機能等を有するｅ事件管理システム「**RoootS**」の設計・開発等のために、**RoootS設計・開発契約**（注）を（株）日立社会情報サービス（会社）と締結し、5年4月に契約金額8億0080万円の全額を支払　（注）複数のプログラムを開発の上、これらを結合したプログラムの結合テストまで実施
- ✓ 最高裁は、5年度に、「RoootS」を国民が民事訴訟手続に必要な書面を電子提出する機能等を有するシステム「TreeeS」と連携させるために、**RoootS改修契約**を会社と締結し、6年4月に5年度分の契約金額5億8002万円の全額を支払
- ✓ 検査職員は、請負契約等について、給付完了の確認のために検査を行い、検査調書を作成。当該検査調書に基づかなければ支払はできない

検査の結果

＜RoootS設計・開発契約＞

- ✓ 会社が最高裁に提出した業務完了報告書には「完成した成果物でなくて問題ないか」などと記載
 - ・結合テストの終了には最高裁による結合テスト報告書（成果物）の内容の承認が必要だが、承認欄は空欄で、会社は承認を得ていないとしており、年次報告書（成果物）にも承認を得ている旨を記載していなかったため、**結合テストは終了していなかった**（結合テストを再実施して報告書が再提出されたのは5年8月）
 - ・納入されたマニュアル（成果物）は**表紙と目次のみ**で、**具体的な内容の記載なし**
 具体的な内容が実際に記載されたマニュアルが提出されたのは7年3月で、納入期限（5年3月）を大幅に超過

＜RoootS改修契約＞

- ✓ 会社が最高裁に提出した業務完了報告書には、要件定義書一式、基本設計書等（成果物）が完成した旨の記載がなく、現在も整理中であるため現時点版を納入し、完了でき次第、完了版を提出するなどと記載。
 これらが提出されたのは6年9月又は7年3月で、納入期限（6年3月）を超過

⇒　両契約において、いずれも成果物が**仕様を満たしていない**のに、検査に合格したとする検査調書を作成して契約金額を支払っており、**会計法令に違反**していて適正を欠く事態（支払額計**13億8082万円**が不当）

Copyright©2026　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和7年度決算検査報告の概要pp.45-47を参照

ｅ事件管理システムの設計・開発契約及び改修契約（不当）

最高裁判所
13億8082万円(指摘金額)

契約の概要

- ✓ 最高裁判所（最高裁）は、令和4年度に、職員が利用する事件情報の管理機能等を有するｅ事件管理システム「**RoootS**」の設計・開発等のために、**RoootS設計・開発契約**（注）を（株）日立社会情報サービス（会社）と締結し、5年4月に契約金額8億0080万円の全額を支払
 （注）複数のプログラムを開発の上、これらを結合したプログラムの結合テストまで実施
- ✓ 最高裁は、5年度に、「RoootS」を国民が民事訴訟手続に必要な書面を電子提出する機能等を有するシステム「TreeeS」と連携させるために、**RoootS改修契約**を会社と締結し、6年4月に5年度分の契約金額5億8002万円の全額を支払
- ✓ 検査職員は、請負契約等について、給付完了の確認のために検査を行い、検査調書を作成。当該検査調書に基づかなければ支払はできない

検査の結果

＜RoootS設計・開発契約＞



- 令和4年4月 契約
- 5年3月 成果物の納入期限
 ⇒ 会社から成果物（結合テスト報告書、年次報告書、マニュアル等）、業務完了報告書を提出
 ⇒ **検査、検査調書の作成**
- 5年4月 **支払**
- 5年8月、7年3月 結合テスト再実施後の報告書、内容記載後のマニュアルの提出

業務完了報告書には「完成した成果物でなくて問題ないか」などと記載
- 結合テストの終了には最高裁による結合テスト報告書の内容の承認が必要だが、承認欄は空欄で、会社は承認を得ていないとしており、年次報告書にも承認を得ている旨を記載していなかったため、**テストは終了していなかった**
- 納入されたマニュアルは**表紙と目次のみ**で、**具体的な内容の記載なし**

＜RoootS改修契約＞



- 令和5年12月 契約
- 6年3月 成果物の納入期限
 ⇒ 会社から5年度の成果物（要件定義書一式、基本設計書等）、業務完了報告書を提出
 ⇒ **検査、検査調書の作成**
- 6年4月 **支払**（5年度分）
- 6年9月、7年3月 修正後の要件定義書一式、基本設計書等の提出

業務完了報告書には、修正後の要件定義書一式、基本設計書等が完成した旨の記載がなく、**現在も整理中**であるため**現時点版を納入**し、**完了でき次第、完了版を提出する**などと記載

最高裁は、両契約について、成果物が**仕様を満たしていない**のに、検査に合格したとする検査調書を作成して契約金額を支払っていた

⇒ **会計法令に違反**していて適正を欠き、両契約の支払額計**13億8082万円**が不当

Copyright©2026 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和7年度決算検査報告の概要pp.45-47を参照

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の過大交付（不当）

国土交通省（観光庁）
4048万円(指摘金額)

制度の概要

✓ 事業主体は、観光庁から訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の交付を受けた事務局から補助金の交付を受けて、看板商品事業とインバウンドコンテンツ造成事業を実施。実施に当たり、業務委託先と業務委託契約等を締結

✓ 補助金の交付対象となるためには次の要件を満たすことが必要

・交付対象となる事業の補助対象事業費が、
看板商品事業の場合700万円以上、インバウンドコンテンツ造成事業の場合600万円以上（**下限額の要件**）

・事業主体は、要した経費の**支払を事業実施期間内に完了**し、事務局に報告

検査の結果

＜補助金の交付額の算定が適切でなかったなどの事態＞

(ｱ) 業務委託先に契約金額を支払った後、当該業務委託先から**返金を受けて**
事業に要した費用に係る**自己負担額等に充てており**、**実質的な値引き**を受けていた（2事業主体）

(ｲ) 業務委託先から一時的な資金の借入れを行い、その資金を当該業務委託契約に係る契約金額等の支払に充てていたが
借り入れた資金の一部を当該業務委託先に**返済しておらず**、**実質的な値引き**を受けていた（2事業主体）

(ｳ) (ｲ)と同様に**実質的な値引き**を受けていた。また、**購入したとしていた物品を実際には未購入**（1事業主体）

→ 実質的な値引きを受けていた金額等を控除して補助対象事業費を算定すると、
(ｱ)(ｳ)：補助対象事業費は下限額の要件を満たさなくなることから、補助金は全額交付の必要なし
(ｲ)：補助金が過大に交付

＜補助の対象とならない事態＞

事業に要した経費の支払を事業実施期間内に完了したと事務局に報告していたが、
実際には**期間内に支払った事実はなく**、完了実績報告書には**虚偽の領収書を添付**（(ｲ)の1事業主体）

→ 補助の対象とはならないものであり、補助金は全額交付の必要なし

⇒ 両事態に係る訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金**計4048万円**が**過大**

Copyright©2026 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和7年度決算検査報告の概要pp.176-177を参照

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の過大交付（不当）

国土交通省（観光庁）
4048万円(指摘金額)

制度の概要

✓ 事業主体は、観光庁から訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の交付を受けた（株）ＪＴＢ（事務局）から補助金の交付を受けて、看板商品事業（注1）とインバウンドコンテンツ造成事業（注2）を実施。実施に当たり、業務委託先と業務委託契約等を締結

（注1）地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成等を行う事業　（注2）地域に根差した観光資源を磨き上げる取組を行う事業

✓ 補助金の交付対象となるためには次の要件を満たすことが必要

・補助対象事業費が、看板商品事業の場合700万円以上、インバウンドコンテンツ造成事業の場合600万円以上（**下限額の要件**）

・事業主体は、要した経費の**支払を事業実施期間内に完了**し、事務局に報告

検査の結果

実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行ったところ、次の事態が判明

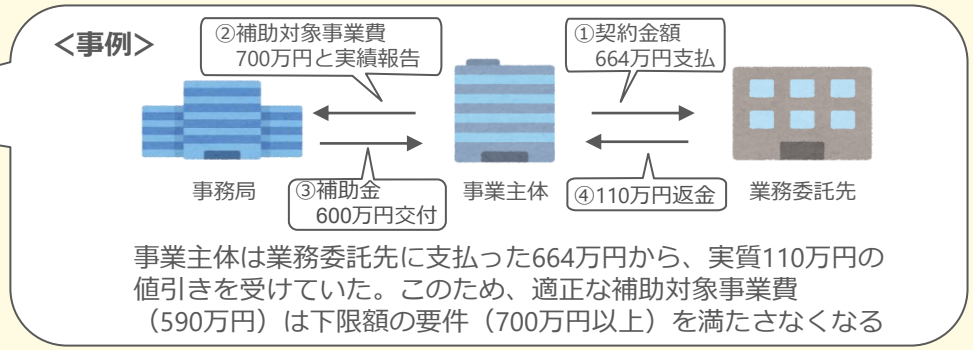
ア 補助金の交付額の算定が適切でなかったなどの事態

(ｱ) 業務委託先に契約金額を支払った後、**返金を受けて**事業に要した費用の**自己負担額等に充て実質的な値引き**を受けていた

(ｲ) 業務委託先から一時的な資金の借入れを行い、その資金を業務委託契約に係る支払に充てたが借り入れた資金の**一部を返済せず実質的な値引き**を受けていた

(ｳ) (ｲ)と同様に実質的な値引きを受けていた。また、**購入したとしていた物品を実際には未購入**

➡ (ｱ)(ｳ)：適正な補助対象事業費は下限額の要件を満たさなくなることから、補助金は全額交付の必要なし
(ｲ)：補助金が過大に交付



事業主体は業務委託先に支払った664万円から、実質110万円の値引きを受けていた。このため、適正な補助対象事業費（590万円）は下限額の要件（700万円以上）を満たさなくなる

イ 補助の対象とならない事態

事業に要した経費の支払を事業実施期間内に完了したと事務局に報告していたが、実際には**期間内に支払った事実はなかった**

➡ 補助の対象とはならないものであり、補助金は全額交付の必要なし

虚偽の領収書を提出

右表のとおり両事態に係る補助金**計4048万円**が**過大**

事業主体名	事業名	事態の態様	過大交付額
にし阿波ネイチャーツアー実行委員会	看板商品事業	ア(ｱ)	600万円
株式会社土佐御苑	看板商品事業	ア(ｳ)	993万円
集落活動センターあわ	看板商品事業	イ	1530万円
	インバウンドコンテンツ造成事業	ア(ｲ)	
梼原町商工振興協同組合	看板商品事業	ア(ｲ)	325万円
金栗四三ランニングステーション協議会	看板商品事業	ア(ｱ)	600万円
5事業主体	6事業	計	**4048万円**

Copyright©2026 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和7年度決算検査報告の概要pp.176-177を参照

フラット35の債権に係る融資審査等（意見表示・処置要求）

独立行政法人住宅金融支援機構

30億4074万円（指摘金額）

事業の概要

- ✓ （独）住宅金融支援機構は、**フラット35**（注）の債権を買い取るなどの**証券化支援事業**を実施
 （注）フラット35等の商品名で民間の金融機関が販売する長期固定金利の住宅ローン
- ✓ 機構が金融機関から買い取るフラット35の債権（**買取債権**）は、**自ら居住するなどの住宅を建設**し又は**購入する借受者に対する貸付け**に係るものであることとする要件等に適合する必要あり
- ✓ 金銭消費貸借契約証書において、借受者の融資対象住宅の利用が**不適正利用**に該当して、貸主が借受者に対して返済請求を行ったときは、借受者は直ちにその債務の全部又は一部につき返済（繰上償還）をする旨規定
- ✓ **金融機関は、**借受者の返済能力や融資対象住宅の用途を確認するなどの**融資審査等**を行う
- ✓ 機構が作成して金融機関に配布している業務マニュアルには、**融資審査シート**及び**顧客説明資料**が示されている

検査の結果

- ✓ 令和5、6両年度の融資対象住宅に係る買取債権54,221件のうち10,925件（融資額計4078億6639万円）を検査
- ✓ **不適正利用**に該当する買取債権が計**64件**あり（融資額計**30億4074万円**）

 ⇒　借受者が融資対象住宅を、
 - ・機構の承諾を得ないで店舗又は事務所として利用していた事態（**店舗等利用**）（**39件**、同16億6395万円）
 - ・機構に届け出ず又は承諾を得ないで、自ら居住することなく民泊・特区民泊の施設として利用、又は旅館業の施設として利用していた事態（**民泊等利用**）（**25件**、同13億7679万円）
- ✓ **融資審査シート**では、借受者から融資対象住宅の間取りなどが分かる資料の提出を受けることになっておらず、また、確認項目として具体的に民泊等を明示していなかった
- ✓ **顧客説明資料**では、不適正利用に該当する事項として民泊等利用について具体的に示されていなかった

表示する意見等

- ✓ 買取債権64件が**要件に適合する**よう借受者に対して**必要な対応を執らせる**措置（必要な対応を執ることができない場合には、**全額繰上償還の請求**等）を講ずること
- ✓ 融資審査シートにおいて、融資対象住宅の取得後の不適正利用のリスクが高いと考えられる申込みについて、間取りなどが分かる資料の提出を受けて確認するなど、**不適正利用の未然防止に資する具体的な内容**を明記すること
- ✓ 顧客説明資料において、民泊等利用が不適正利用に該当することなど、**近年の住宅利用の多様化を踏まえた具体的な説明内容**を明記すること　など

Copyright©2026　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和8年10月20日の公表文を参照

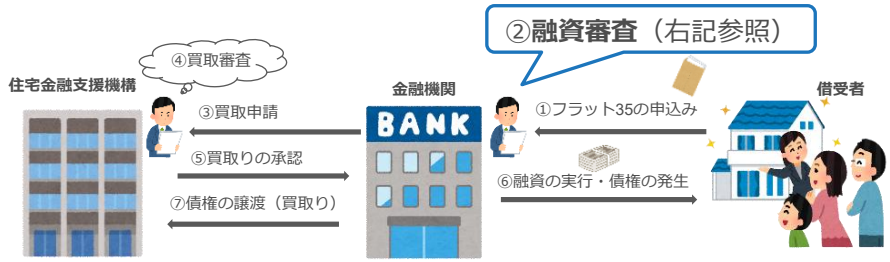
フラット35の債権に係る融資審査等（意見表示・処置要求）

独立行政法人住宅金融支援機構

30億4074万円（指摘金額）

証券化支援事業の概要

- （独）住宅金融支援機構は**フラット35**（注1）の債権を買い取るなどの**証券化支援事業**を実施　（注1）フラット35等の商品名で民間の金融機関が販売する長期固定金利の住宅ローン



- 買取債権は、**自ら居住するなどの住宅を建設**し又は**購入する借受者に対する貸付け**に係るものであることとする要件等に適合する必要あり（注2）
 （注2）住宅部分と店舗又は事務所部分を併せ持つ住宅では、住宅以外の部分はフラット35の融資対象外
- 次の①から③までのいずれかに該当する融資対象住宅の利用は**不適正利用**。
 金融消費貸借契約証書には、貸主（注3）が返済請求を行った場合、
 借受者は直ちにその債務を返済（繰上償還）する旨が規定
 ①借入金を証書に表示されている**使途以外の使途**に使用
 ②貸主に届け出ないで融資対象住宅に**自ら又は親族が居住しない**
 ③貸主の承諾を得ないで融資対象住宅を**住宅以外の用途**に使用
 （注3）金融機関から機構への債権譲渡前は金融機関、債権譲渡後は機構

金融機関の融資審査等

- 金融機関は、借受者の返済能力及び融資対象住宅の用途を確認するなどの**融資審査等**を実施
- 機構が作成して金融機関に配布する業務マニュアルには、**①融資審査シート**（注4）、**②顧客説明資料**（注5）が示されている
 - 金融機関は、①を使用するなどして、借受者の申込内容等を確認
 - 金融機関は、②を使用するなどして、不適正利用が判明した場合は全額繰上償還の義務が発生することなどを説明

 （注4）借受者に対して居住の意思等を確認する際の項目が記載
 （注5）不適正利用に該当する事項等が記載



近年の住宅利用の多様化

- 近年、住宅を活用して旅行者等に宿泊サービスを提供する、いわゆる民泊制度が広く普及するなど、個人が居住する住宅の利用方法が多様化
- 機構は、借受者が融資対象住宅を届出又は承諾のないまま、
 - **居住することなく民泊・特区民泊の施設**として利用
 - **旅館業の施設**として利用

 する場合は、**不適正利用に該当する**としている

＜検査の対象及び方法＞

54,221件
令和5、6両年度の融資対象住宅に係る買取債権

→

10,925件
主に都市部に所在する戸建て住宅を抽出し、全件を対象にインターネット上の情報等を用いて在庁して確認
（融資額計4078億6639万円）

→

209 件
実地に確認等

→

135件
機構に調査を求めて、融資審査関係書類の提出を受けるなどして検査

→

64件
不適正利用に該当
（**検査の結果１**）

Copyright©2026　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和8年10月20日の公表文を参照

フラット35の債権に係る融資審査等（意見表示・処置要求）

独立行政法人住宅金融支援機構

30億4074万円（指摘金額）

検査の結果１

不適正利用に該当する買取債権が計**64件**（融資額計**30億4074万円**）

- 機構の承諾なしに**店舗又は事務所として利用**（**39件**、同16億6395万円）

このうち



店舗用又は事務所用と居住用とみられる**2か所の出入口**が設置されているもの **32件**

- 融資対象住宅の間取りなどが示された資料の提出を受けていなかったもの **6件**
- 融資対象住宅の間取りなどが示された資料の提出を受けていたもの **26件**

2か所の出入口に加えて、**業務用の設備**と思われる記載があるものもあり

- 機構の承諾等なしに**民泊等の施設として利用**
 （**25件**（民泊7件、特区民泊2件、旅館業16件）、同13億7679万円）

このうち

融資対象住宅の取得後に民泊等利用となるリスクを認識して融資審査を行うことができたと考えられるもの：純計**12件**（下表参照）

融資審査時点での状況	民泊等利用となるリスク
①申込時点で、既に、購入対象の中古住宅は民泊等の施設として届出済等 **2件**	借受者が当該融資対象住宅を民泊等の施設として継続して利用するリスク
②申込時点で、既に、借受者が購入対象とは別の住宅で民泊等の施設を運営 **2件**	借受者が購入対象の融資対象住宅も民泊等の施設として利用するリスク
③借受者の勤務先等が民泊等を運営する会社 **9件**	借受者の勤務先等が当該融資対象住宅を民泊等の施設として運営するリスク

要求する措置　不適正利用に該当する買取債権64件が**要件に適合**するよう借受者に対して**必要な対応**を執らせて、借受者が必要な対応を執ることができない場合には**全額繰上償還の請求**等の必要な措置を講ずること

検査の結果２

融資審査シートの記載内容をみたところ･･･

- 融資対象住宅の間取りなどが分かる資料の提出を受けることになっていなかった
- 確認項目として具体的に民泊等を明示していなかった

→ 不適正利用の未然防止に**十分でない**

表示する意見

融資審査シートにおいて、融資対象住宅の取得後の不適正利用のリスクが高いと考えられる申込みについて、間取りなどが分かる資料の提出を受けて確認することなど、**不適正利用の未然防止に資する具体的な内容**を明記すること

検査の結果３

顧客説明資料の記載内容をみたところ･･･

- 不適正利用に該当する事項として、融資対象住宅に居住することなく民泊・特区民泊の施設として利用することなどについて具体的に示されていなかった

→ 不適正利用の未然防止に**十分でない**

表示する意見

顧客説明資料において、借受者が融資対象住宅に居住することなく民泊又は特区民泊の施設として利用することなどが不適正利用に該当することなど、**近年の住宅利用の多様化を踏まえた具体的な説明内容**を明記すること

表示する意見

上記の内容を明記した融資審査シート及び顧客説明資料を金融機関に周知して、融資審査及び借受者への説明を適切に実施することを金融機関に求めること

Copyright©2026　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和8年10月20日の公表文を参照

ものづくり補助事業等における賃上げ要件の達成状況の確認等（意見表示・処置要求）

中小企業庁
独立行政法人中小企業基盤整備機構
3億2740万円(指摘金額)

事業等の概要

- ✓ （独）中小企業基盤整備機構は、賃上げなどに対応するために革新的サービス開発等に係る設備投資等を行う事業（ものづくり事業）を実施する**中小企業等**（事業主体）に対して、全国中小企業団体中央会（**中央会**）を通じて補助金を交付する**ものづくり補助事業**（注1）を実施　（注1）ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業
- ✓ 事業主体は、賃上げ要件としてものづくり事業完了後、3～5年の期間（事業計画期間）の毎年度の事業場内最低賃金を、地域別最低賃金より30円以上高い水準にすること（**事業場内最低賃金要件**）などを満たす必要あり
- ✓ 中央会は、事業主体から提出された**事業化状況報告書**、賃金台帳の写し等を確認し、毎年3月時点で上記要件が未達成の場合、原則、補助金の一部返還を求める。ただし、基準年度（注2）からの付加価値額増加率（注3）が1.5%未満の場合（**付加価値額増加率免除条件**）等は返還を求めない
 （注2）ものづくり事業完了日を含む事業年度の前事業年度　（注3）事業主体の事業全体の営業利益、人件費、減価償却費の合算額に係る年平均増加率
- ✓ ものづくり事業の完了予定日と補助金の額の確定日が事業主体の事業年度をまたぐ場合、事業計画書の**基準年度を修正**
- ✓ 機構は、令和8年度から、賃上げ要件がおおむね同様の制度設計である後継事業を実施

検査の結果

1. 50事業主体の56事業で、事業場内最低賃金が、誤って、**一部の雇用形態の従業員**を**除くなどして算定**され適切に報告されず。このうち28事業主体の30事業（補助金交付額計2億9063万円）（注4）は、実際には**事業場内最低賃金要件が未達成**であり、原則として補助金の一部返還を求める必要があったが**達成状況の確認が不十分**
 ⇒　中央会において、賃金台帳で確認できない情報を確認できる**他の書類の提出を求めていない**　等
2. 75事業主体の77事業で、事業計画書における**基準年度の修正が行われず**。このうち事業場内最低賃金要件が未達成である9事業主体の9事業について適正な基準年度によると、6事業主体の6事業（同6555万円）（注4）で**付加価値額増加率免除条件への該当の有無**が中央会による判定と**異なり**、**補助金の返還に係る要否の判定**が**適切に行われず**
 （付加価値額増加率が1.5%以上となり原則として補助金の一部返還を求める必要があったものなど）
 ⇒　中央会において、**基準年度の修正の要否に係る確認**を**行うこととしていない**

（注4）1、2の純計：32事業主体の34事業（補助金交付額計**3億2740万円**）

要求する処置等

ものづくり補助事業及び後継事業の実施に当たり、

- ✓ 機構において、中央会に対して指導するなどして、事業化状況報告書に記載された**事業場内最低賃金**が適切なものとなっているか**十分な確認を行う体制を整備**すること（検査の結果1）
- ✓ 機構において、中央会に対して指導するなどして、事業計画書における**基準年度の修正の要否**について、**十分な確認を行う体制を整備**すること（検査の結果2）
- ✓ 中小企業庁において、これらの措置が確実に行われるよう、機構及び中央会に対して**指導及び助言**を行うこと　等

Copyright©2026　Board of Audit of Japan

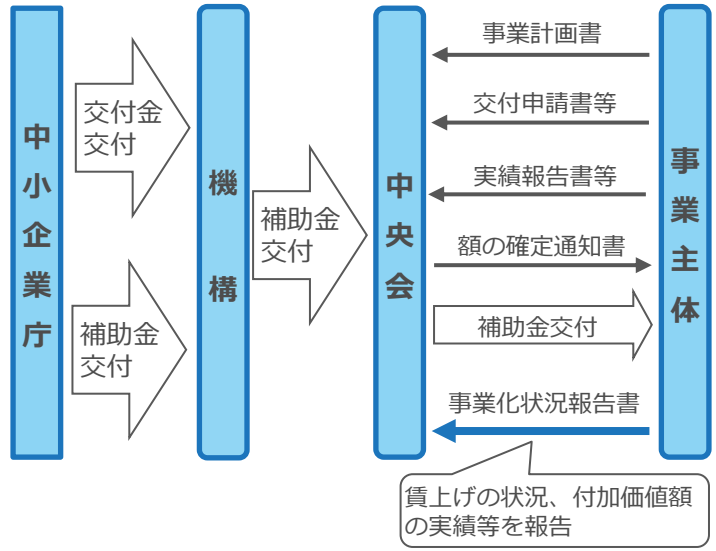
本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和8年10月23日の公表文を参照

ものづくり補助事業等における賃上げ要件の達成状況の確認等（意見表示・処置要求）

中小企業庁
独立行政法人中小企業基盤整備機構
3億2740万円(指摘金額)

事業等の概要

- （独）中小企業基盤整備機構は、賃上げなどに対応するために革新的サービス開発等に係る設備投資等を行う事業（ものづくり事業）を実施する**中小企業等**（事業主体）に対して、全国中小企業団体中央会（**中央会**）を通じて補助金を交付する**ものづくり補助事業**（注1）を実施　（注1）ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業
- 事業主体は、賃上げ要件としてものづくり事業完了後、3～5年の期間（事業計画期間）の毎年度の事業場内最低賃金（注2）を、地域別最低賃金より30円以上高い水準にすること（**事業場内最低賃金要件**）などを満たす必要あり
 （注2）事業場の範囲内の従業員に支払われる最も低い賃金。労働基準法、最低賃金法等における考え方に基づいて算定
- 中央会は、事業主体から提出された事業化状況・知的財産権等報告書（**事業化状況報告書**）、賃金台帳の写し等を確認し、毎年3月時点で上記要件が未達成の場合、原則として補助金の一部返還を求める
- 機構は、令和8年度から、賃上げ要件がおおむね同様の制度設計である後継事業（新事業進出・ものづくり商業サービス補助事業）を実施



検査の結果１　事業場内最低賃金要件の達成状況の確認が不十分など

- 190事業主体が実施した220事業（補助金交付額計21億0246万円、事業化状況報告書614件）を検査したところ、50事業主体の56事業において、事業場内最低賃金が、誤って、**一部の雇用形態の従業員を除いて事業場内最低賃金の従業員を選定**する、**対象とならない手当を含める**などして**算定**され、適切に報告されず

中央会が実施した事業場内最低賃金の算定方法等に係る周知以降の誤りが大部分を占め、周知が効果的でない

このうち

28事業主体の30事業（補助金交付額計2億9063万円、事業化状況報告書44件）は、実際には**事業場内最低賃金要件が未達成**であり、原則として補助金の一部返還を求める必要があったが、中央会における**達成状況の確認が不十分**

賃金台帳で確認できない情報（事業場の場所、月給制等の給与形態等）を確認できる他の書類の提出を求めていない

要求する処置等

ものづくり補助事業及び後継事業の実施に当たり、

- 機構において、中央会に対して指導するなどして、事業化状況報告書に記載された**事業場内最低賃金**が適切なものとなっているか**十分な確認を行う体制を整備**すること
- 機構において、中央会に対して指導するなどして、事業場内最低賃金が適切に報告されるよう、**事業場内最低賃金の算定方法等**に係る**周知方法を見直す**こと

Copyright©2026　Board of Audit of Japan
本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和8年10月23日の公表文を参照

ものづくり補助事業等における賃上げ要件の達成状況の確認等（意見表示・処置要求）

中小企業庁
独立行政法人中小企業基盤整備機構
3億2740万円(指摘金額)

検査の結果２　**付加価値額増加率によるものづくり補助金の返還に係る要否の判定が適切に行われていないなど**

事業計画書における基準年度の修正	中央会による補助金の返還要否の判定
事業計画書作成時点：ものづくり事業の**完了予定日**に基づき基準年度を設定 額の確定時点：実際の完了日＝補助金の額の確定が行われた日（**額の確定日**）に基づき基準年度を設定 ➡ 完了予定日と実際の完了日（額の確定日）が事業主体の事業年度をまたぐ場合は、事業計画書における**基準年度を修正**	原則：事業化状況報告書等を確認し、毎年3月時点で事業場内最低賃金要件が未達成の場合、事業主体に補助金の一部返還を求める 例外：**基準年度**（注1）からの付加価値額増加率（注2）が1.5%に達しない場合（**付加価値額増加率免除条件**）等は返還を求めない （注1）ものづくり事業の完了日を含む事業年度の前事業年度 （注2）事業主体の事業全体の営業利益、人件費、減価償却費の合算額に係る年平均増加率

- 190事業主体が実施した220事業（補助金交付額計21億0246万円、事業化状況報告書614件）を検査したところ、75事業主体の77事業で、完了予定日と額の確定日が事業年度をまたいでいたのに、事業計画書における**基準年度の修正が行われていない**
- このうち、中央会において、事業場内最低賃金要件が未達成であるため付加価値額増加率により補助金の返還要否を判定していた9事業主体の9事業について、適正な基準年度で算定すると、
 - 6事業主体の6事業（補助金交付額計6555万円、事業化状況報告書8件）で**付加価値額増加率免除条件への該当の有無**が中央会による判定と**異なる**（付加価値額増加率が1.5%以上となり原則として補助金の一部返還を求める必要があったもの4事業主体の4事業、1.5%未満となりその必要がなかったもの2事業主体の2事業）
 - 事業計画書における**基準年度の修正が行われていない**ことにより、**補助金の返還要否の判定**が**適切に行われず**

事業計画書上の基準年度について、修正の要否に係る確認が可能であるのにもかかわらず、確認を行うこととしていない

検査の結果1及び2の純計：32事業主体の34事業（補助金交付額計**3億2740万円**）

要求する処置　ものづくり補助事業及び後継事業の実施に当たり、機構において、中央会に対して指導するなどして、事業計画書における**基準年度の修正の要否**について、**十分な確認を行う体制を整備**すること

検査の結果1及び2を受けて表示する意見　中小企業庁において、これらの措置が確実に行われるよう、機構及び中央会に対して**指導及び助言**を行うこと

Copyright©2026　Board of Audit of Japan

部活動指導員の配置支援事業による教員の働き方改革に関する事業効果等（意見表示）

スポーツ庁・文化庁

2億7401万円（背景金額）

配置支援事業の概要

- ✓ スポーツ、文化両庁は、教員に代わり部活動の指導を行う部活動指導員の配置支援のために、中学校の設置者である市区町村等の事業主体が当該配置に要した費用に対して補助を行う**配置支援事業**を実施。同事業の目的は、生徒にとって望ましい活動環境の構築と、教員の働き方改革（主に**教員の部活動指導に係る時間の軽減**）の実現を図ること
- ✓ 部活動指導員は単独での指導や大会等への引率（単独指導等）が原則。**やむを得ない場合**を除き、教員と一緒の指導等（**重複指導等**）は想定せず　（注）どのような場合をやむを得ない場合としているか、事業主体は説明できるようにする必要あり
- ✓ 事業主体は、可能な限り定量的な成果目標、成果指標等を記載した事業計画書、事業終了後には**成果目標の達成状況**等を記載した**実績報告書**を作成。両庁は実績報告書等により、**教員の働き方改革に関する事業効果**を把握

検査の結果

令和5、6両年度に66事業主体が実施した配置支援事業（補助金交付額計2億7401万円）を検査

＜重複指導等の実態を適切に把握できていない＞

- ✓ **31事業主体**が、重複指導等を行った**日時を未把握**。また、**20事業主体**が、重複指導等を行った**理由を未把握**
- ✓ 上記20事業主体を除いた46事業主体において、どのような場合に重複指導等をやむを得ない場合としているかの**取扱いが区々**

＜事業効果の適切な把握、検証等が実施できていない＞

- ✓ **15事業主体**で「教員の在校等時間の減少」としているように、配置支援事業以外の影響を受ける程度が高いと思料されるものなど、事業効果を適切に把握するためには**不十分な成果指標**あり
- ✓ 教員が部活動指導に従事した時間に関する成果指標を設定していた38事業主体のうち**18事業主体**は、その時間を**未把握**で、成果目標の達成状況を**適切に測定できていない**状況

⇒ 両庁及び事業主体は、重複指導等の実態を**適切に把握しておらず**、事業効果の**適切な把握**、**検証等ができていない**状況

表示する意見

両庁は、生徒にとって望ましい活動環境の構築、特に、生徒の安全確保等に留意しつつ教員の働き方改革の実現を図るために、配置支援事業の実施に当たり、

- ✓ 重複指導等の**実態を把握**し、その結果に応じて、やむを得ない場合の取扱いなどについて事業主体に**指導、助言等**を行うこと
- ✓ 事業効果を**適切に把握**し、**検証等する方策**を**検討して実施**すること

Copyright©2026　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和8年10月16日の公表文を参照

部活動指導員の配置支援事業による教員の働き方改革に関する事業効果等（意見表示）

スポーツ庁・文化庁

2億7401万円（背景金額）

配置支援事業の概要

- スポーツ、文化両庁は、中学校の設置者である市区町村等の事業主体が部活動指導員の配置に要した費用に対して補助を行う**配置支援事業**を実施。目的は、教員の働き方改革（主に**教員の部活動指導に係る時間の軽減**）等の実現を図ること
- 部活動指導員は単独での指導や大会等への引率（単独指導等）が原則。**やむを得ない場合**を除き、教員と一緒の指導等（**重複指導等**）は想定せず　（注）どのような場合をやむを得ない場合としているか、事業主体は説明できるようにする必要あり
- 事業主体は、可能な限り定量的な成果目標、成果指標等を記載した事業計画書、事業終了後には**成果目標の達成状況**等を記載した**実績報告書**を作成。両庁は実績報告書等により、**教員の働き方改革に関する事業効果**を把握



検査の結果

令和5、6両年度に66事業主体が実施した配置支援事業（補助金交付額計2億7401万円）を検査

重複指導等の実態を適切に把握できていない

① **31事業主体**が、重複指導等を行った**日時を未把握**。
また、**20事業主体**が、重複指導等を行った**理由を未把握**

② 上記20事業主体を除いた46事業主体で、どのような場合に重複指導等をやむを得ない場合としているかの**取扱いが区々**

③ 全事業主体が「原則、単独指導等を実施」と実績報告しているが、①等を踏まえると、重複指導等の実態を両庁が適切に把握できていない

事業効果の適切な把握、検証等が実施できていない

① **15事業主体**で「教員の在校等時間の減少」としているように、配置支援事業以外の影響を受ける程度が高いと思料されるものなど、事業効果を適切に把握するためには**不十分な成果指標あり**

② 教員が部活動指導に従事した時間に関する成果指標を設定していた38事業主体のうち**18事業主体**は、その時間を**未把握**で、成果目標の達成状況を**適切に測定できていない状況**

両庁及び事業主体は、重複指導等の実態を**適切に把握しておらず**、教員の働き方改革に関する事業効果を**適切に把握、検証等していない**状況

表示する意見　両庁は、生徒にとって望ましい活動環境の構築、特に、生徒の安全確保等に留意しつつ教員の働き方改革の実現を図るために、配置支援事業の実施に当たり、

・重複指導等の**実態を把握**し、その結果に応じて、やむを得ない場合の取扱いなどについて事業主体に対して**指導、助言等**を行うこと

・事業効果を**適切に把握**し、**検証等する方策**を**検討して実施**すること

Copyright©2026　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和8年10月16日の公表文を参照

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等により積立てを行った基金の規模（処置要求）

総務本省

49億6103万円(指摘金額)

臨時交付金等による基金事業の概要

- ✓ 総務省は、地方公共団体に対して新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（**臨時交付金**）を交付
- ✓ 地方公共団体は、臨時交付金を原資として積立てした基金による**基金事業**として、信用保証料補助事業、利子補給事業（**信用保証料補助等事業**）等を実施。同事業は、積立年度を含め6か年度後の年度末（基金の終期）までに基金を廃止することなどが要件
- ✓ 総務省は、地方公共団体から提出された状況報告書により、基金残高等の基金の状況を把握
- ✓ 本院は、国会からの検査要請事項に関する報告（**7年12月報告**）において、本件基金に関しても検査の状況を記述

検査の結果

令和4～6年度の事業により積立てが行われ、基金の終期が9年度末以降の基金残高を保有する18県を対象として検査
（7年度末基金残高計95億1356万円、交付金充当額86億6963万円）

1. 基金規模の妥当性の判断は積立年度ごとになされる必要あり
 ⇒ 総務省は、**状況報告書で積立年度ごとの記載を求めておらず**、15県は**各年度分が合算された基金残高等**を記載。同省は各県の基金規模が過大となっていないか**十分に確認できていなかった**
2. 積立年度ごとに将来的な使用見込額を算出し、その額を考慮して国庫返納の必要性についての検討を行うことが可能
 ⇒ 本院において使用見込みのない基金残高を算定したところ、13県は、8年度以降に使用見込みのない基金残高を保有している状況
 ⇒ 総務省はこの状況を把握しておらず、国庫返納させていなかったため、13県において保有している**使用見込みのない基金残高49億6103万円**（交付金充当額同額）が**過大**

要求する処置

- ✓ 状況報告書について、基金規模の妥当性を適時適切に判断できるよう、基金の**積立年度ごとに**、基金事業における支出額、次年度以降の支出見込額、**当該年度末の基金残高等を記載させる**こと
- ✓ 基金管理運営要領を改正して、使用見込みのない基金残高について、基金の**終期前であっても国庫返納の必要性を検討**することを明記するなどして**地方公共団体に改めて周知**すること
- ✓ 13県に対して、**使用見込みのない基金残高**について**国庫返納手続をとらせる**こと

Copyright©2026 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和8年10月15日の公表文を参照

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等により積立てを行った基金の規模（処置要求）

総務本省

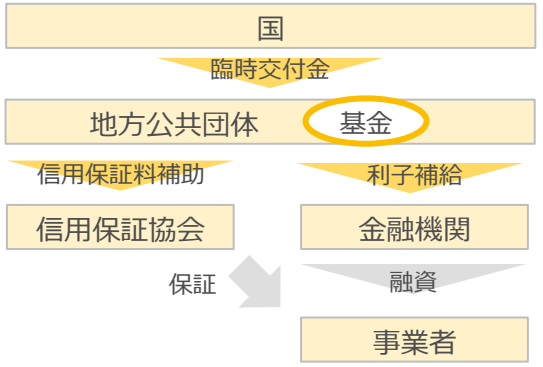
49億6103万円(指摘金額)

臨時交付金等による基金事業の概要

- 総務省は、地方公共団体に対して新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（注1）及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（注2）（**臨時交付金**）を交付

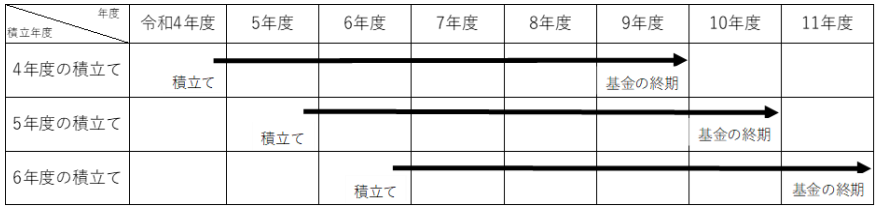
 （注1）令和2～4年度に計18兆3259億円が予算措置　（注2）5～8年度に計6兆6631億円が予算措置
- 地方公共団体は、臨時交付金を原資として設置造成又は積増し（積立て）した基金を複数年度にわたり取り崩して実施する事業（**基金事業**）として、信用保証料補助事業、利子補給事業（信用保証料補助等事業。右図参照）等を実施。同事業は、積立年度を含め6か年度後の年度末（基金の終期）までの基金の廃止等が要件
- 信用保証料補助等事業の対象となる融資契約（**対象融資契約**）の債務残高は、融資の返済に伴い毎年度減少することから、同事業の必要額も毎年度減少
- 総務省は、地方公共団体から提出された状況報告書により、基金残高等の基金の状況を把握
- 総務省は、6年5月に、地方公共団体に対する事務連絡で、基金に余剰金が生じる見込みの場合、**基金の終期前であっても国庫返納を検討**するよう依頼

＜信用保証料補助等事業＞



地方公共団体が、金融機関から融資を受けた事業者が本来負担すべき信用保証料等を減免した信用保証協会等に対して、信用保証料補助金等として、減免した信用保証料等の全部又は一部を支払うなどするもの

複数の年度に基金の積立てを行った場合のイメージ



基金の終期は積立年度ごとに設定

⇒　基金規模の妥当性の判断は**積立年度ごとになされる必要あり**

国会からの検査要請事項に関する報告（7年12月報告）

本院は、令和7年12月の参議院に対する報告（注3）において以下を記述

（注3）「国庫補助金等により独立行政法人、基金法人及び都道府県に設置造成された基金の状況に関する会計検査の結果について」

- 積立年度末までに対象融資契約を締結している場合は融資額が確定し、積立年度ごとに使用見込額を算出して、国庫返納の必要性の検討が可能
- 基金管理運営要領で示される保有割合（注4）の算定式は、基金規模の妥当性を判断する指標として機能していない

（注4）基金事業に要する費用に対する保有金額等の割合

Copyright©2026　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和8年10月15日の公表文を参照

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等により積立てを行った基金の規模（処置要求）

総務本省

49億6103万円(指摘金額)

➢ 令和4～6年度の事業により積立てが行われ、基金の終期が9年度末以降の基金残高を保有する18県を対象として検査
（7年度末基金残高計95億1356万円、交付金充当額86億6963万円）

検査の結果１　7年12月報告を踏まえた総務省の対応が不十分

➢ 総務省は、7年12月報告を受けて、保有割合の算定式を改定して、8年3月に地方自治体に周知

しかし

➢ 総務省は、基金事業の支出額、次年度以降の支出見込額、当該年度末の基金残高等について、**積立年度ごとに記載させることとせず**

➢ 18県のうち15県の状況報告書には、**各年度分が合算された基金残高等**が記載

⇒　総務省は、依然として**積立年度ごとの基金残高等**を**把握できず**、
保有割合の算定式が基金規模の妥当性を判断するための指標として**機能しない状況**

各県の基金規模が過大となっていないか**十分に確認できていなかった**

検査の結果２　使用見込みのない基金残高が保有されていて基金規模が過大

➢ 本院において、各県が算出した8年度以降の使用見込額を基に、使用見込みのない基金残高を算定したところ･･･

➢ 13県の7年度末の基金残高計49億6103万円については、対象融資契約に係る**融資額が積立て時の見込み額を下回った**ことなどにより、8年度以降に**使用見込みがない**状況

➢ 総務省は、上記の状況を把握しておらず、国庫返納させていなかった

13県が保有する**使用見込みのない基金残高49億6103万円**（交付金充当額同額）が**過大**

総務省は、事務連絡で基金の終期前の国庫返納の検討を依頼していたが、13県は、基金管理運営要領に明記されていなかったことなどから、国庫返納の必要性を検討せず

要求する処置

・状況報告書について、基金規模の妥当性を適時適切に判断できるよう、
基金の**積立年度ごとに**、基金事業における支出額、次年度以降の支出見込額、**当該年度末の基金残高等を記載させる**こと
・基金管理運営要領を改正して、使用見込みのない基金残高について、
基金の**終期前であっても国庫返納の必要性を検討**することを明記するなどして**地方公共団体に改めて周知**すること
・13県に対して、**使用見込みのない基金残高**について**国庫返納手続をとらせる**こと

Copyright©2026　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和8年10月15日の公表文を参照